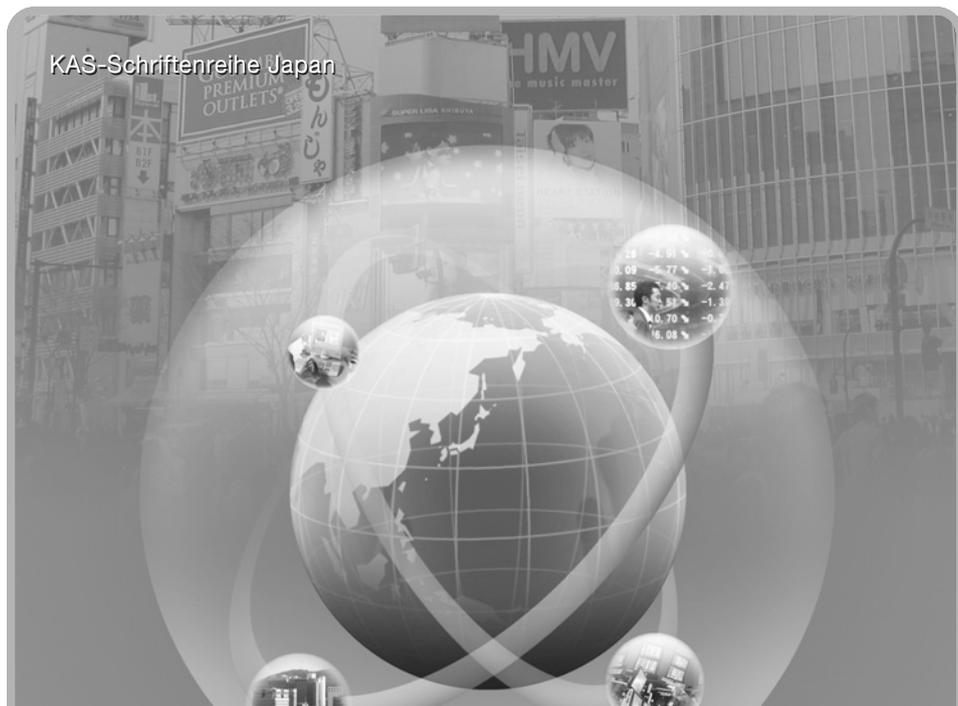


KAS-Schriftenreihe Japan



社会的市場經濟

Soziale Marktwirtschaft

Dr. Colin Dürkop (Hrsg.)



 Konrad
Adenauer
Stiftung

目次

05 | 金融市場危機からの教訓、社会的市場経済の復興

- 07 序言
経済発展の枠組みを再調整する
ローラント・コッホ
- 12 要約
- 17 金融危機：ドイツ企業への影響と企業コンサルタントの立場から導き出す帰結
クラウス = ペーター・アルメンディンガー、イェンス・ペーターセン
- 29 社会的市場経済における金融機関は自己目的にあらざ
ハインリヒ・ハーゼス
- 43 「人類に資することのみが、経済の任務である」
社会的市場経済の再編成
トーマス・ヨルベルク
- 57 消費者は金融危機から何を学ぶことができるか
フベルトゥス・プリムス
- 67 金融市場のもたらす恩恵について
効率的で社会的な市場経済の基盤
ノルベルト・ヴァルター
- 76 クオ・ヴァディス・金融市場危機よ、そなたはどこへ行くのか？
企業の誠実さに目を向けるコンサルティング業務のチャンス
マティアス・ヴェント
- 94 著者紹介

97 | 社会的・エコロジー的市場経済

Dr. ディーター・W・ベネッケ(ダブリン)

137 | ドイツ政府の危機管理・～社会的市場経済からの助言～

ボド・ヘルツォーク



金融市場危機からの教訓 社会的市場経済の復興

序言：経済発展の枠組みを再調整する
ローラント・コッホ

要約

金融危機：ドイツ企業への影響と企業コンサルタントの立場から導き出す帰結
クラウス＝ペーター・アルメンディンガー、イェンス・ペーターセン

社会的市場経済における金融機関は自己目的にあらず
ハインリヒ・ハーゼス

「人類に資することのみが、経済の任務である」
社会的市場経済の再編成
トーマス・ヨルベルク

消費者は金融危機から何を学ぶことができるか
フベルトゥス・プリムス

金融市場のもたらす恩恵について
効率的で社会的な市場経済の基盤
ノルベルト・ヴァルター

クオ・ヴァディス・金融市場危機よ、そなたはどこへ行くのか？
企業の誠実さに目を向けるコンサルティング業務のチャンス
マティアス・ヴェント

著者紹介

 Konrad
Adenauer
Stiftung





序言

経済発展の枠組みを再調整する

ローラント・コッホ

昨年度第4四半期、世界経済は奈落の淵にあり、完全な崩壊に至るまでにさほど遠くないところに位置していた。これまでのところ、前世紀の世界恐慌以来最大の世界的な景気後退の最中とはいえ、大不況は阻止されたように見える。最悪の事態は避けられたという、明るい見方が生じているのはもっともなことである。劇的な落ち込みにはストップがかかった。しかし、今回の危機の全体的なスケールは、特に労働市場をめぐっては、次の四半期を迎えてようやく把握できることになろう。火種は多くのところでまだ燻っている。光明が見えてはいるが、我々が再びプラスの経済成長率を達成するまでの道のりはまだまだ遠く険しい。

歴史は繰り返すものではないとはいえ、社会的市場経済の先駆者たちの著作に目を向けて思うのは、ヴァルター・オイケンやアレクサンダー・リュストウが、1920年代末から30年代初頭にかけての世界的経済危機から得た教訓と、我々が現下の経済危機から導き出すべき帰結には、おおいに共通点があるということだ。オイケンとリュストウは、当時の



危機が頂点に達した1931年の世界金融恐慌の一年後にすでに、そこで明るみに出た「資本主義の泥沼」に「リベラルな介入主義」をもって対処することを提唱している。「強い国家、経済や利害関心を越えて、あるべきところに位置する国家」の必要性である。

社会的市場経済への精神的な道をつけることになったこれら学者たちが求めたのは、経済に対する国家の優位である。それは、明確なルールと制限によりコントロールされる市場経済主義という意味においてであった。しかし近年、この理念をすっかり見失ってしまったのは何も市場のプレーヤーに限ったことではなかった。独り歩きした経済リベリズムが、限定的ではあるが国家経済全体の機能にとって重要な分野にもたらした致命的な結果を、我々は今、目の当たりにしている。その原因は誰にあったのかといえ、この期に及んで利害関心から不当にも、十把ひとからげに悪者にされている人々ではなく、また、部分的には全く論外で無責任な行為をとったことを批判されて然るべき人々でもない。根本的に原因をつくったのは、そのような行為をそもそも許した側にある。原因は、不十分な秩序の枠組みにあり、ひいては国家の機能不全だったのである。

世界の一部に見られた低金利政策。住宅価格の恒常的な上昇という幻想に住宅ローン貸付基準が屈することを、法的措置を通じて許した米国の政策。自由と責任の関連性を切り離してしまった政策。信用リスクが金融機関のバランスシートに現れなくなったからという理由で、市場経済に必然的に従属するはずのリスク文化が朽ちるのをただ傍観するだけであった政策。ヘッジファンドを始めとして、世界金融制度の一分野全体にほとんど規制をかけず、幸運をあてにする無責任な現代の騎士階級を阻止しなかった政策。そのような政治こそ、機能しなかったことを自己批判すべきなのである。



ルール付けの責任を最終的に負うのは国家である。従って国家は今、いかに痛みを伴い、巨額の出動が必要であるとしても、市場の最終的な保証者としての役目をきちんと果たさねばならない。繰り返すが、個々の人間が誤った行為に走ったからではなく、自由世界に身をおく諸国が自ら間違いを犯したために、諸国は今、かつて予想さえしなかったような措置をとらねばならないのである。我々の経済秩序の根本的な構成要素である「決定の自由」の誘惑に個々の人間がかどわかされたために、国が災害救助に走らざるを得ないのではない。むしろ、秩序の枠組みが不十分であったことにより、市場経済の成長と繁栄の源としてシュムペーターの掲げた「創造的破壊」に代わり「破壊的創造」が登場したと、コロンビア大学で教鞭をとるインド人経済学者ジャグディシュ・バグワティがいみじくも述べている。今や国家のみが、そして国家こそが、機能力を持つ市場への回帰の道をつけることができる。これは、市場経済主義上の国家の義務である。なぜならば、もしも本来極めて堅固な企業が次々に倒産し、ドイツだけで数百万人という新たな失業者が生まれ、税収の激減というような事態が生じれば、我が国の民主主義の安定と、自由の理念に拠って立つ社会的市場経済モデルの存続が甚だしい危機に晒されることになるからである。現在行われている国の介入に批判的な人々には、ルードヴィヒ・エアハルトの言葉を思い起こしていただきたい。「経済活動に直接介入するのは国家の任務ではない。少なくとも、経済が自ら進んで国家の介入を挑発するようなことがない限り。」

一部の人々が尺度を失ったために、金融システムは社会との契約を破ってしまったと、ドイツのある大手銀行の取締役は表現した。金融セクター自身はこれから数年、最前線に立ってこの契約を再建するためにあらゆる努力をしなければならないが、それとともに国も、現下の危機の克服と同時に、経済制度のための新たな秩序作りを進める義務を負う。



その意味で、ここに上梓された論文集の表題は正しい方向性を示している。金融市場危機よりも、実際はむしろもっとスケールが大きく荒々しい世界経済危機といえようが、ここから導き出される教訓とは、社会的市場経済の復興でなければならない。それも、高度経済成長期のドイツの経済政策における理想像かつ構想となり、ドイツが比類なき興隆により世界をリードする経済大国となる礎を築いた、あの社会的市場経済である。これを強調するのには意味がある。なぜなら、社会的市場経済のラベルをつけて送られるメッセージの中には、ドイツの経済・社会政策の継続性を見せかけるためにこれを成功ブランドとして濫用しているだけで、もともとのコンセプトとは全くもって何の関係もない、自身の目的を追求するだけのケースが少なくないからである。たしかに社会的市場経済のコンセプトは、グローバル化された世界において、新たに生じ変貌した課題に合わせ調整が必要であり、また十分に可能であるが、内容上その輪郭は明確でなければならず、思うままに弄ばれてはならない。

火消し役を務める国家としては、危機管理を行う以外にないのだが、それと並び上述の責任も現在、政府と政治家に課されているのである。その際、前世紀の大恐慌への答えとして構想された社会的市場経済の原則が、我々の助けとなる。

グローバル化された世界には、グローバルな秩序規則への合意が必要だ。秩序政策が厳格でないほうが短期的な競争上の利が得られると主張する者は、短期的には正しいかもしれない。しかしそれでもなお、中・長期的な経済的法則が意味をなさなくなることは決してない。これが如実に示されたのは米英をはじめとして多くの国で生じた不動産バブルの崩壊であり、さらに大きな痛みを伴いながら始まった、巨大な世界的不均衡の是正である。これはつまるところ、長年にわたり身の丈以上の



生活をしてきたということだ。

この度の危機が劇的で世界的規模なものであったことにより、多くの人々の目が見開かされたが、残念ながら遅すぎた。つい最近まではとても考えられなかったことが、今では現実味を帯びている。野放図で、計り知れないリスクを無視した利益追求の結果としての瓦礫の山を、近い将来再び見ることを望まないのであれば、世界的に整合された秩序の枠組みにより金融市場を規制することが不可避であると、先進工業国と新興工業国の政府は認識するに至った。その意味で、2009年4月にロンドンで開催されたG20サミットは、現下の金融・経済危機から、実際に教訓が得られるであろうという希望をもたらすものであった。

社会的市場経済の原則は、個々の自由と責任および万人の繁栄の展望にその正当性を有する。ドイツにおいては、この度の教訓はこの原則への回帰と結びついており、私はそこに、現在と将来におけるキリスト教民主同盟の政策に与えられた責任を見て取るものである。

ローラント・コッホ州議会議員(キリスト教民主同盟)
ヘッセン州・首相



要約

クラウス=ミヒャエル・アルメンディンガー(Dr.)およびイェンス・ペーターセン(Dr.)は、企業コンサルタントの立場から、金融市場危機を様々なセクターについて分析している。多くの企業は競争力を高めて危機を脱出するであろうから、原則的にはこの度の危機はチャンスであると両者は結論する。決め手となるのは、今後、自己資本の基盤を再び強め、柔軟な対応能力をつけ、市場において明らかに感じとることのできる競争上の利点をさらに拡張していくことである。

金融セクターについて両者は、ランドスバンクの再建が不可欠である一方、地域に根ざす貯蓄銀行と協同組合銀行はこの危機における勝者となる可能性があるとする。反して民間の商業銀行セクターは、投資銀行業務に力を入れすぎたことが金融危機の一因となったこともあり、ビジネスモデルの大きな再編の課題を抱えている。

製造業セクターでは、機械製造部門が受注の減少にもかかわらず良



い展望を示す。企業コンサルタントの両者が火急に構築しなおす必要性を見るのが、自動車産業である。とりわけ、自動車産業を救済するという国の措置を隠れ蓑として、そこに現存するオーバーキャパシティが是正されないということがあってはならない。自動車部品産業は、プライベート・エクイティ会社の悪影響を被ったところもあるにせよ、そのような現象はひとまず過ぎ去ったようである。しかし全体的にみて、下請セクターは大きく生まれ変わらなければならず、その必要性は金融危機のみに起因したものではない。

ドイツ貯蓄銀行協会のハインリヒ・ハーゼ会長は、金融業界は自ら総決算をしなければならないと説く。企業と個人向けに金融サービスを提供するという業務への再集約が必要である。金融機関は自己目的で存在しているのでなく、実質経済上のプロセスが滞りなく進むための存在だというのが著者の意見である。

目下不可欠となっている短期的な金融市場安定化や、金融市場の秩序立てへの規制措置に際して中期的に国の負うべき役割と並び、ハインリヒ・ハーゼ会長は、金融セクターにおけるメンタリティの変革を求める。短期的視点に偏りがちな高収益率志向の代わりに、長期的で持続的な企業の舵取りを前面に押し出し、総資産や企業規模ではなく、独自性に目を向けるビジネスモデルを再び作り出すことである。ハーゼ会長はその例として、自分たちの理解可能なビジネスを、知己である顧客との間に行う、貯蓄銀行と協同組合銀行をあげている。

金融機関の危機を異なった角度から見て、社会的市場経済にとっての結論を導き出すのは、GLS銀行のトーマス・ヨルベルク筆頭取締役である。消費や実物投資のための資金繰りにではなく、新しく、複雑になる一方の運用形態、上昇する不動産価格、株式や資源へと向けられる



マネーの過剰供給について診断を下している。それらの価格の上昇により、投資家のリターンへの期待は高まり続けることとなった。そして、マネー経済と実質経済がどんどん切り離されていったことが、バブルの崩壊につながったとする。

ヨルベルク筆頭取締役によれば、この危機はしかし、金融市場の秩序を真の意味で立て直し、それと共に「経済の任務とは、人類に資すること」という社会的市場経済の基本を新たにとりまとめるための、またとないチャンスでもある。ここで政治は、人々の生活の向上にむすびつくようなルール付けを行うという要求を自らに課さなければならない。そこにはホルスト・ケーラー独連邦大統領が述べたように、資本を人々の「しもべ」と理解するような金融市場の再構築も含まれる。社会的市場経済という秩序の枠組みを抜本的に編成しなおすと共に、世界的な不均衡、また貧困や気候変動という問題も克服されることを、著者は希望している。

消費者の立場からは、商品テスト財団のフベルトゥス・プリムス氏が金融市場危機を分析する。同氏によれば、消費者はこの度の危機には落ち着いた態度で臨み、劇的な状況にもかかわらずパニックに陥るようなことがなかった。しかしそれでも、ここでは少し距離を置いて、消費者はこの騒動から何を学ぶことができるかを問いかけてみるべきである。

将来、投資運用の決定に向けて投資者がより良く準備する可能性を、プリムス氏は三つのシンプルなルールに基づいて説明する。自分の理解できるものだけを買うこと。全てを一枚のカードに賭けないこと。運用状況を追うこと。この三つが、消費者から見てこの危機から学ぶべき事項である。運用のプロになる必要はないが、投資者たる者は、自分の決定にはリスクが伴うということ、その責任は自分が負うことを意識しな



なければならない。国は、金融機関にもっと信頼度の高くオープンな助言業務を義務付けることで、消費者を大きくサポートすることが可能だ。良く情報を提供され自由な消費者の決定(消費者主権)こそが、正しく機能し自由な市場の基本であるとする、社会的市場経済に則った教訓である。

ドイツ銀行のノルベルト・ヴァルター教授は、社会的市場経済において金融市場が果たす貢献について問う。効率的な金融市場は、業績の高い国民経済の基盤であり、それがまた、社会的なバランスの基本となる。効率的な金融市場は、投資の資金繰りを可能にし、リスクから守り、消費を分散させ、国民経済の潜在成長率を高めるが、それによりまた、重要な社会政策上の機能も負うものである。

ヴァルター教授は、金融市場は自己目的で存在するのではないと明言する。金融市場は、自己の持つ経済成長への直接的な貢献を別にすれば、それ自体として成長を生み出すわけではない。効率的な金融市場はしかし、一国の経済に存在する限られたリソースを効率的に利用し、国家経済の成長効果を高めるために不可欠だ。そして成長こそが、一国の豊かさの増加の基本であり、表現形態である。

金融市場危機が大衆に認知されるにあたり、社会的市場経済や、そこで中心的に活動するプレーヤーへの信頼喪失と、評判の著しい低下へとつながった。マティアス・ヴェント氏はこれをテーマとする。同氏によれば、そのような信頼の喪失があったことにより、今後は企業の責任、誠実さ、持続可能性への関心が、メディア、政界、大衆の側から、そしてまた企業運営者自身の側からも高まることになろう。つまり、企業の誠実さに関心を持つ企業コンサルタントにとっては、誠実さと持続可能性を志向する企業文化の発展のための企業個別のプロセス(“Learning



Journeys”)のコンセプト作りと実施において、多彩な助言アプローチが展開されることを意味する。

あるいは、社会学者ディルク・ベッカーを引用するならば、「進化可能であるためには、企業は自己に対してノーとすることができなければならず、このノーを生産的、つまり選択的に用い、既存の構造にこれを実りある形で統合できるかをチェックしなければならない。そこにこそ、多くの意味で慣れ親しんできた、これまでは上手く機能していた企業構造とは異なったあり方を目指すためのチャレンジがある。」

金融市場危機からの教訓を取り扱うこの第二巻では、選りすぐられた金融市場プレイヤーの見方に焦点を当てた。同巻は、基本的な秩序政策上の視点から金融市場危機をどう見るかをテーマとして2008年末に刊行された第一巻に続くものである。



金融危機：ドイツ企業への影響と 企業コンサルタントの立場から 導き出す帰結

クラウス=ペーター・アルメンディンガー、イェンス・ペーターセン

1. 導入

2009年2月、金融・経済危機の波はついに企業の日々の活動に及んだ。時短労働者の数が大幅に上昇し、企業は派遣労働者をカットし、社員は未消化の有給休暇をこの際取るよう促された。受注の激減したところもあり、キャッシュフローの不足する企業が現れ始めた。「難局」はしかしまだその後に到来するのである。資源を多く利用する製造業者や、在庫を積み上げた商社は、2008年度の決算で巨額の帳簿価額の修正を余儀なくされた。そこから生じる業績への影響は多大であり、多くの財務諸表上では債務超過となるまでに自己資本が歪められることが予想される。

ドイツの優良中小企業をターゲットグループとして活動し、多くの部門について語ることができると自負する企業コンサルタントは、この度の金融危機をどのように見ているのであろうか。



企業コンサルタントは危機をポジティブなものとしている、と短絡化してしまうことも不可能ではない。結局のところ、コンサルタントは破産管財人と並んでこの危機から利益を得る者たちなのである。多くのリストラや企業の清算が必要となり、コンサルタントサービス需要も大幅に高まるであろう。コスト削減計画、リファイナンス、マーケティングのテーマが、コンサルティング業務においては今後24ヶ月ほど支配的となるだろう。

そのような見方は、大部分的を射ているかもしれないが、それはコンサルティング会社の本来意図するところであるはずがない。営業利益を上げている企業がここで存続の危機に陥るならば、また世界をリードする多くの企業が、売上における国外のシェアが高いために問題を抱えることになるのであれば、それは顧客の成功が第一と常に考えてきた企業コンサルタントにとっても、大打撃なのである。

従って、我々としてもこの金融・経済危機を、セクター、価値創出の構造、企業のおかれた状況別に、ありのままに見なければならぬと思う。

2. 主犯と共犯

この度の危機は、金融危機として始まった。従って、まず金融サービスに携わる様々なグループについて語るのが妥当であろう。この危機をひき起こし、助長し、あるいは少なくともこれを阻止しなかった度合いというのは、各グループ別にそれぞれ異なっている。

危機の中核には、米国における無責任な個人向け融資があったとい



って良い。担保なしに、リスクというものの理解とはうらはらに、膨大な額の資金が個人消費や不動産に当てられた。そのようなローンのかなりの部分が不良債権となり今後決して回収され得ないことが、今や明らかになっている。従って、第一義的に原因を作ったのは当然、リスク相応の貸付という限定を義務付けないことにした、米国の金融制度である。熱心な格付機関の協力により、AAAのパッケージを受けての証券化という、新たな仕組とローン債権の転売を通じて、これらの債権はドイツでも多くの金融機関や保険会社その他の機関のポートフォリオに収まった。

ドイツの金融機関の状況について言及したい。三つの柱に分かれた銀行制度においては、それぞれの柱について個別の分析が必要である。協同組合銀行に属する機関は、不良債権の会計処理の必要性が比較的少なかった。それは、グループのトップWGZ銀行とDZ銀行を例外として、その他の傘下機関は問題とされる活動に走ることが少なかったからである。ある意味で地に足をつけた性質と、経済的な理性とがうまく作用したといえよう。その意味で、この柱においては今、戦略的に措置を講じる必要性が最も少ないようである。比較的风险の少ないビジネスを行い、投資銀行業務のシェアが平均以下であり、個人顧客と中小企業ビジネスに焦点を当てていることが、この時世にあって安定した錨を意味している。例えば競争力のあるコスト率を達成することが構造上の課題として残っているにしても、この銀行グループは戦略的にはあまり問題がないと見て良い。

公法上の銀行セクターの状況は異なっている。ランドスバンク(州立銀行)はいずれにせよオーバーキャパシティによる構造上の問題を抱えており、健全化への取り組みは不可避というのが実情だったのである。その典型的な例が、デュッセルドルフのWestLBであり、専門家らは、



20%の過剰人員を指摘している。地域に分散する貯蓄銀行との分業ルールがあるため、ランデスバンクの中には、伝統的なコアビジネスとは言えない分野や地域に乗り出すところがあった。例えば、BayernLB行員の60%以上が国外勤務である事実には、「州立」の名を抱くランデスバンクの戦略としては、驚かざるを得ない。また、公共体によるランデスバンクの維持義務、保証義務が廃止される前に、多くのランデスバンクは膨大な資金を吸い上げたため、当時それを市場で運用しなければならなかった。それらの条件が重なって、この金融危機においてドイツのランデスバンクは大変悲しい役割を演じる結果となった。巨額の損失は、納税者がカバーせざるを得ない。その意味で、ランデスバンクがもともと抱えていた構造上の問題が、現下の金融危機によりさらに激化したと言えよう。営業面でも戦略面でも、ドイツにあるランデスバンクの多くは現状のままでは生き残れない。これを認識した上で、国、各連盟、貯蓄銀行組織、そして勿論企業コンサルタントも、現在全力をあげてランデスバンクの構造再建にあたっている。

それに対して、これも公法上の機関である貯蓄銀行は、むしろこの危機の大いなる勝者である。国際的に目を向けた大貯蓄銀行は別として、それ以外の貯蓄銀行がこの危機で被った損失は小さく、それも殆どがランデスバンクの巻き添えとなって生じたものである。協同組合グループの金融機関と同様に、貯蓄銀行も「安定性の守護者」と見なされており、危機の時代にあってはむしろシェアを高めるようである。その意味で、保守的で退屈なビジネスモデルでありながら、危機に強く、これからはばらくは適正なものとして受け止められるであろう。

国内外で危機の張本人として槍玉にあがるのが民間商業銀行である。しかしそれは、ドイツの商業銀行が行った融資活動に対してというよりも、米国の住宅および消費者ローンに関わる資産運用を行ったために、



重大な問題が引き起こされた点に対する批判である。もともとは、自己資本利益率の目標が話にならぬ程高く設定され、極めて高いリスクを伴う手段によるのでなければ達成し得なかった点に原因がある。また、リテールと個人顧客ビジネスから戦略的に撤退し、国際的な投資銀行業務に注力したことで、売上と業績の不安定度が高まった。このようなビジネスモデルが持続可能で将来性を持つものであるかについては、少なくとも懐疑的に見るのが妥当である。断片によって成り立っているとも言えるドイツの金融界には構造変革が不可避であり、それはさらに加速されるであろう。

3. 経済危機の痛手を被る者と犠牲者

金融・経済危機は、ここ数週間にわたり、多くの企業や国民を巻き込むに至った。セクター自体の問題(自動車部品産業)や個別の理由で、もともと危機的な経済状況にあったのに、さらに痛手を被った市場参加者も少なくない。以下にはいくつかのセクターを選び、この危機の本質的な側面に目を向けてみたい。

3. 1 機械および設備製造業

ドイツの機械および設備製造業は、近年模範的な産業部門に発展した。良好な成長率、高輸出率、競争力のある賃金コストへの大きな努力が功を奏して、この分野の企業に満杯の受注台帳と、収益率の改善をもたらした。自己資本は低いのが普通であったが、この状況も近年明らかに改善された。アジア、北米、中近東、欧州という売上市場のミックスはリスク分散を意味し、そこからは危険など生じ得ないように思われていた。



しかし、風向きは大きく変わった。注文のキャンセルは、まずは受注残高の消化につながったが、第2四半期以降も非常に低い受注レベルにより、多くの企業がすでにプレッシャーを受けている。世界経済の各中心地域で同時に需要激減が起こったのは、長年見られなかった現象である。従来の市場ミックスはすでに、落ち着いて座っていられるクッションの役割を果たさなくなった。特に、この部門の輸出の激減は、内需を高めることによって相殺され得ないのである。ドイツ一国に、さらなる化学設備、塗装設備、建設機械やチップ工場を提供されてもどうしようもない。

状況の良い企業は、過去の危機においてキャパシティを削減し柔軟性を確保していた。需要がピークになると派遣労働で対応し、労働時間口座の利用により「価値ある」正規雇用人員を削減せずにアンダーキャパシティ期を乗り切っている。従って、これから12ヶ月から24ヶ月の間は、それらの企業に存続の危機は生じないはずである。労働量はいまだに維持されており、資源価格が大幅に下落したことから、十分な収益を上げることも可能である。機械・設備製造業においては多くの場合在庫は限られたものであるため、資源の仕入原価下落により再評価の必要性が生じても、それが過大な負担とはならないであろう。

しかし、もしも「買い手のストライキ」が24ヶ月以上続いた場合には、危険な状況となり得る。そのような場合に取りべき手段としては、キャパシティ削減、企業再編、そして場合によっては競合他社との合併などが考えられる。つまり、企業のトップに立つ者は、今のうちに、そのようなケースが生じたら時機を逸することなくとるべき措置について調査しておかねばならない。中期的な企業活動計画においては既に、いくつかのシナリオについて深めている(べきである)のだから、これもまた戦略的に重要なアプローチのひとつとなる。特に、キャッシュフローと自



己資本への影響について調査しておくことにより、支払不能の危険を予め回避することが必要だ。

しかし、いくら状況の良い機械・設備製造業者であっても、取引信用保険における顧客のクレジット枠の(部分的に大幅な)減額は問題となる。それにより、存在を脅かすほどのリスクが製造者側に背負わされることになり、それを肩代わりしてくれる第三者は現在のところ不在である。勿論、国による保証を求める声が国内外で一斉に上がった。しかし、国の保証プログラムがいかに野心的なものであっても、失われた信用保証(と信頼)の代替とはならない。

機械・設備製造業においても、不意をつかれる企業はある。特に、ここしばらく構造危機に悩んだセクターを主要顧客に持つ機械・設備製造業者である。典型的な例が、世界をリードする印刷機器や自動車設備(塗装設備、溶接設備など)製造業者である。そのようなメーカーには、すでに金融危機以前にプレッシャーが高まっていたのであったが、この度の危機はそれらの企業を決定的な苦境に陥れた。戦略的な選択肢はここでも、合併の可能性も含めたキャパシティ削減である。

しかし、需要の激減の危機をチャンスとすることも出来よう。資本不足や、顧客層が単一すぎることに悩む企業は、国内外に資本やノウハウの提供者を探している。そのような競合相手を十分な調査後に買収することにより、市場や技術、顧客アクセスを増やすという意味で、魅力ある拡張の可能性を得ることができる。事実、M&A市場は全く崩壊していない。「メガディール」と呼ばれる巨大な案件のみが、資本のレバレッジ効果不足と金融機関の支援がないことから、生じていないだけである。コンサルタントとして我が社の携わる、優良中堅企業ビジネスにおいては現在、今回の危機からより強力になって脱出すべく、様々な買収



や戦略的協力関係の締結について包括的に調査が行われているところである。

そうなれば、セクターを越えた形でやはり個別の企業について見なければならぬ。近年、危機に耐えられるレベルにまで資本やキャッシュフローを高めることが出来なかった企業は、いかに営業業績に優れていても、今回は苦境に陥るであろう。信用収縮やリスクプレミアムの大幅引き上げによって、現状下でのリファイナンスはほぼ不可能である。従って、プライベート・エクイティであると投資家であるとを問わず、近年無責任な配当で懐を潤してきた株主は今、出資者による追加出資、倒産、あるいは低価格での売却などの形で、自身の行為の理論的な帰結を負わねばならない。

3. 2 自動車産業および自動車部品産業

消費者に近いセクターは現在の金融危機からはより小さな、それも殆どが間接的な影響を受けているに過ぎない。ドイツの個人消費は、2009年初頭には比較的高いレベルで推移した。従って小売その他、食品、嗜好品産業などの消費財産業各セクターは、さほど痛手を負っていない。基本的な生活に不可欠のエネルギー供給部門や石油小売部門を見ても、現在見られる景気の後退よりも、天候の推移にビジネスが左右されている。

そのような中で、金融危機から大きな打撃を受けたのは、自動車産業および自動車部品産業である。もとより過去数年にわたり、構造危機を抱えてきた部門である。著しい過剰生産能力、モデルチェンジ戦略の失敗(特に米国メーカー)、そして行き過ぎた価格設定が、ここ数ヶ月、多くの企業を崖淵へと追い詰めてきた。経済危機はそれらの企業を、さ



らに墜落まで一寸先に押し進めたことになる。経済学の立場から見れば、現在生じているのはもっと早くに見られてしかるべきであった市場浄化なのだ。特にメーカー側では、過剰な債務を抱え戦略を誤った米国企業が打撃を受けている。しかしこの期に及んでこれらの企業を数十億ユーロ単位の資金で救済するのは愚の骨頂でしかない。なぜなら、そのような救済措置により市場経済の原則的なメカニズムが無効となってしまふからだ。特に、きちんと宿題をこなしてきたのだから本来は勝者となるはずの競合メーカーが損なわれることになる。

自家用車とトラックのメーカーには比較的良い生き残りチャンスがあるのに対して、サプライヤー・サイドには容赦ない淘汰が生じるであろう。殆どが資本基盤の弱い企業からなるこのセクターにあって、市場のリーダーならば心配する必要はない。例えばレーヴァークーゼンのTMDフリクション社は高い市場シェアを誇るブレーキのサプライヤーであったが、ここが倒産法の適用を申請しても、生き延びるチャンスは高いのである。レムシャイトのエドシャ社も同様だ。秩序だった倒産手続を通じて債務を免除された企業を、新しい投資家が将来性あるものに立て直すことが可能だ。それに反して、シェアの小さい弱小メーカーには出資しても競争上の利点にならないため、そのような弱小企業ははるかに危険な立場にある。技術洗練度の低い合成樹脂パーツや金属加工に携わるサプライヤーは、ドイツにおいても、一旦倒産すれば、未来は無くなることが多い。さらに、カルマン社のように受託生産を行う割合の高かったサプライヤーが危機に陥ったのは、自家用車メーカーが新製品を製造するにあたり外注でなく自社の余剰生産能力を使うようにしたからである。これは、オーバーキャパシティの是正が、競合相手の消滅によって行われた例である。

自動車部品産業はどうしたら「悪天候に強く」なれるか？



危機にあってはまず、直接に効果をもたらす措置が必要だ。一日単位の精密なキャッシュフロー管理によって、資金需要に計画性を与え、逼迫状況を早期に認識し、資金手当に必要な措置をとることができる。さらに、銀行や国の責任者がまだ援助できるうちに、話し合いを始めることが肝要である。倒産手続申請への期限を逃してしまえば、銀行や国から支援を受けることは十中八九不可能となる。

そのような関連において、時機を逸せず国の保証を申請し、連邦や州による構造支援を求めることも視野に入れなければならない。オーバーキャパシティの是正と持続可能なコスト削減を担保する再建構想と平行させることもできよう。それを基盤として、資金提供者、潜在的な投資家、公共体が、具体的な支援策を考えることが可能になる。反してオペル社の例は、企業が自力で持続的な効果を持つコンセプトを立てる時機を逸してしまった場合、どれ程交渉が難航するかを示すものだ。

また、この部門の企業は戦略的にも発展してゆかねばならない。サプライヤー・サイドからは、例えば顧客セクター分散というオプションが考えられよう。複数セクターの顧客に向けて合成樹脂や塗料を製造すれば、たった一つのセクターが「風邪をひいた」からといって全てを失ってしまうことにはならないはずである(例：BASFコーティングス)。しかし、より壊滅的なのは、売上の70%以上を一家か二社の大企業に依存することであろう。少数の馬に全てを賭けたのであれば、リスクが顕在化しても驚いてはならないのである。

顧客構造と同様に重要なのが、柔軟な姿勢である。メンヒェングラッドバッハにある大手サプライヤーのアウンデ社は、売上が25%以上落ち込んでも黒字でいられるほど柔軟である、と報告している。これは、柔軟な生産ライン、ピークの稼働時における派遣労働者利用、そし



て極めて柔軟な下請との契約があって初めて可能である。さらに他人資本の低さが加われば、危機が生じても銀行に著しく苦しめられるようなことにはならない。

結局、企業最高責任者の第一義的な任務は、自社を段々に将来に耐えうるものとしてゆくことである。残念なことに、よりによってこのセクターに対して、所有者の義務を十分に果たさぬ、あるいは全く果たさぬプライベート・エクイティが大きな損害を与えた。我が社の顧客のうちでも、多くは匿名性の高いそのような出資者に頼らず、自力で危機を克服したいと明言する企業が少なくない。

4. ドイツの企業との関連

金融危機がドイツ企業に与える影響はそれぞれに異なった様相を見せている。単純にまとめるならば、債務がない企業には問題が少ない。反して、例えばシェフラー・グループによるコンチネンタル買収のように、極めて高いリスクを冒して業務拡張した企業は、存続を危ぶまれるに至っている。ただでさえ、高すぎる値による買収は、企業運営者の根本的過失なのである。金融危機においては、それが引き金となって緊急売却にまで進むのはいとも容易い。従って、当然と言えばあまりに当然の、以下のような原則を守ることが重要であろう。

- ブーム期に基盤を強めよ。行過ぎた配当をしないことで、初めて企業は危機への耐性を得る。プライベート・エクイティの手に渡った企業の多くが倒産している事実が、それをよく物語っている。堅実な資本がない場合、企業が崩壊するまでにさほど時間はかからない。ブーム期にあつてこそ、収益とコストの構造を最



良化せよ。危機に陥ってからこれに着手しようとしても、大抵は遅すぎる。

- リスクをより徹底的に分散せよ。勿論、顧客のセクター、テクノロジー、価値創出ステップを分散化しても、あらゆるリスクを回避することにはならない。しかし、一枚のカードにだけ賭ける（そして負ける）というリスクだけは回避できる。
- 企業を強く、柔軟にせよ。実感できる競争上の利点があるならば、オーバーキャパシティがあったとしても、そう簡単に他者にとって代わられることはない。しかし、価格だけで勝負しようと考えれば、すぐに敗者となるであろう。柔軟な収益構造を企業経営において実行するには手腕がいるが、それは必ずや、困難な状況に置かれた場合のクッションとなる。

まとめ

我々が見る限り、ドイツにおける多くの優良中堅企業は、金融危機や将来のチャレンジにも十分に対応できるだけの用意を整えている。しかし危機は直線的に推移するものではない上、過去数十年の経験は助けにはならないから、ここではさらに包括的な措置を取る必要がある。

危機の克服は、企業のオーナーや経営陣にとって極めて大きな課題であり、これから数年の間、関係者に息をつく暇を与えないであろう。



社会的市場経済における金融機関は 自己目的にあらず

ハインリヒ・ハーゼス

今から二年前に、世界の金融制度がこのような難題を抱えることになろうと考えた者はいなかったに違いない。当時、金融機関の国営化を予測する者がいたならば、頭がどうかしていると言われたはずである。さらに、信頼度の高いメディアさえもが国家の破算の可能性に思いを馳せることになろうと予測すれば、信じられないとかぶりを振られたに違いない。従って、ここで見られる現象は、金融制度の安定性への信頼がどれほど急速に失われたかということの証でもある。

しかし振り返ってみて、危機への警鐘が全くなかったと言いきることはできない。学会において、早期に危機のシナリオを描き出していた経済学者はいたのである。パチカンの教皇庁評議会も2004年すでに金融市場の安定性危機に言及している。ドイツ貯蓄銀行協会(DSGV)は、現下の危機の性質や推移について予測したわけではないにしても、2004年以来定期的に、特に国際通貨基金と世界銀行の秋季会合において、金融制度の安定性リスクを指摘してきた。巨大になりすぎた企業ユニット、



米国不動産市場の過大評価、長期的視野の不足などから生じるリスクについてである。

現実には、そのような指摘に耳を傾けられることはなかった。制度を批判すれば、きっとハイ・イールドや金融イノベーションのブームにあって成功を取めることが出来ないから批判するのだろう、とかえって怪しまれたものである。その頃には、安定は自明であり、資本市場での野心的な行動にこそ将来があり、それに取って代わる道はないと思われていた。

危機の原因

過去20年来、金融市場は本質的な変遷を経てきた。運用者と投資者の間であって、両者から信頼の寄せられる銀行、という伝統的な役割は疑問視されるようになった。特に、六つの重要な展開が、運悪くも密接に絡み合いながら生じたと思われる。

第一：最高レベルの収益率を企業活動の目標としたこと

金融機関はほぼ自己資本利益率のみによって評価されていた。あるいは、金融機関自らが進んでその指標を用いてきた。金融機関という企業内において、効果的な資本アロケーションに留意しなければならないのは当然のことである。しかし、企業としての関心が最高レベルの収益率にのみ向けられる場合、これは問題となる。なぜなら、とりわけ中小企業向け融資業務や幅広い個人顧客業務のように、高収益を生み出すことができないビジネスユニットを閉鎖あるいは再編することにつながるからだ。渴望されたハイ・イールドが達成され得たのは、純粋な金融商



品市場ビジネスにおいてのみであった。

第二：企業の短期的な成功への志向

有害な自己資本利益率への固執傾向と平行して、融資業務においては企業の成功がより短期的に定義されるようになった。特に資本市場においては近年、新戦略と成功がより早いスピードで要求されてきた。しかし本来、長期的な戦略にこそ成功企業の秘密がある。しかしそのように致命的な息の短さの誘惑に、抗えた企業はほんの僅かであった。そして金融産業はこの展開を決定的に推進してきた張本人である。なぜなら、短期的な成功に必要な金融商品こそが、金融機関自身の野心的な収益率目標を達成するために必要な市場を形成していたからだ。

第三：債権とリスクの切り離し

金融産業においては、自己資本率規制の存在によって、極端な融資の伸びには自然に制限がかかる。この制限は、世界の資本市場においてますます渴望されるサクセス・ストーリーの創出に相反するものとして、緊張状態を形成した。証券化によりローン債権をできるだけ早く自らのバランスシートから切り離して国際的な資本市場で売却し、新たな融資ができる態勢を恒常的に整えるという手法も、その緊張を免れるために生まれた金融イノベーションのひとつであった。手数料を得てそのような商品を仕組み、販売することからは、古典的な融資業務よりも大きな収益が得られさえした。この流れに懐疑的であった貯蓄銀行や協同組合銀行は、その消極的な態度がドイツ金融市場の将来を危うくすると、の非難に甘んじなければならなかった。



第四：バランスシートからの切り離し

バーゼル I 合意下で自己資本率規制のくびきを逃れるためのもうひとつの方策は、証券化債権を特別目的会社へ移行させ銀行のバランスシートから切り離すことであった。このオフバランスにより、一定条件のもとでは、金融機関はそのようなビジネスを自己資本によって裏づけさせる必要がなくなった。そのような形で、金融機関は自己資本の数倍以上もの規模の投資を行うことが出来たのである。2008年初頭によりやく、この可能性がバーゼルII合意により大きく制限されるに至った。

第五：信用デリバティブによるリスクの急騰

ローン債権が投資家に転売されれば、リスクは広く分散され、安全性が高まるはずである。この、基本的には正しい信念に基づいて、CDS(クレジット・デフォルト・スワップ)が、あたかも証券化されたローン債権保険のような形で登場し、大きく取引されるに至った。これは実質経済からかけ離れた金融システムが野放しに助長される発端をつくった。2007年末には、CDSが世界の経済生産の約半分に相当する規模で取引されていたのである。

第六：融資ポリシー

責任を負う必要のない者は、より気楽にビジネスを行うものである。従って、証券化の母国である米国において、段々と融資基準が崩れて行ったのは、殆ど自然の成り行きであり、特に住宅ローンの部門ではそれが顕著であった。米国では、1990年代の末から不動産価格が未曾有のレベルにまで高騰し、その流れには、特に2001年9月11日の同時多発テロ事件後に米国で取られた金融緩和政策によっても拍車がかけられた。



その結果、米国では低金利で住宅ローンが受けられるようになった。不動産価格の上昇とあいまって、消費目的での追加融資も可能になった。こうして、不動産一物件を抵当としてその購入価格の130%までのローン借り入れが出来たのである。しかし、金利上昇リスクへの対策は何も講じられていなかった。さらに、優良ターゲットグループの中流層に飽和状態が生じたため、段々と低所得者層が住宅ローンを受けるようになり、信用力審査は頻繁に免除された。このような現象は、融資供与側が長期的にローンの焦げ付きの責任を負う必要のない制度の中でこそ可能だったのである。

これら一連の出来事が相乗効果を生み出して初めて、米国のサブプライム・ローンはこれ程に世界を揺るがす起爆力を得、21世紀において初の世界金融・経済危機をもたらすに至った。

金融市場安定化措置

2007年半ば以降、世界の金融産業はグローバルな危機という条件下に置かれたままである。発端時にはそれとは気付かれさえしなかったのであった。最初にドイツ産業銀行(IKB)に救済措置がとられてから、2008年10月ヒポ・リアル・エステート(HRE)が次に救済されるまでの一年以上にわたり、ドイツの金融界も政界も、これは不安定な状態に陥った特定の銀行の限定的ケースであると信じて疑わなかったのである。従って、取られた措置も限定的対応にとどまっていた。問題となった金融機関の機関投資家に対して、かなり広範にわたる安定化への貢献が求められた。つまり投資家としての公法上の金融機関も、株式上場された民間金融機関の救済支援に加わることになったのである。しかし逆に公法上の金融機関が苦境に陥ると、それぞれが場合によっては公的な



出資者の援助を受けながらも、公法上の金融機関で問題を克服したのであった。

その矛盾は、リーマン・ブラザーズの倒産とそこで明るみに出た制度上の危機を見るに至って、支えきれないものとなった。従って、ドイツ連邦共和国が、制度の危機に瀕しては制度を持って立ち向かうと決定したのは正当であったと言える。大変な立法努力と記録的なスピードでもって、5千億ユーロに上る金融市場安定化基金(SoFFin)を立ち上げ、政府保証、資本注入、リスク資産の引き受けをその柱とした。政治の責任者による歴史に残る施策であったと言えよう。

しかしドイツ政府は、いかなるグループの金融機関に対しても、この基金の利用を義務付けなかった。利用するかしないかの決定は市場に委ねられたのである。幾つかの民間商業銀行の発言もあいまって、残念ながらかなり長い期間、この基金の利用は汚点になるというイメージが存在していた。そのような(誤った)認識は、国の資本注入を受けるくらいならばむしろリスク資産を減らし貸付枠を引下げるといふ銀行の決定につながった。それは安定化措置の背景にあった政治的な思惑とは反するものであり、かつ、危機にある金融機関の顧客に打撃を与えるものである。

2009年1月以来、コメルツ銀行、ヒポ・リアル・エステート、HSHノルトバンク、WestLB、ドイツ産業銀行が安定化基金を利用し政府保証を受けている。フォルクスワーゲン銀行をはじめ他行も幾つか申請したようである。しかしこれまで資本注入はコメルツ銀行しか受けていない。資本注入に際しては、国がその見返りとして25%プラス1株を取得した。さらに、ドイツ銀行連盟(訳注：民間商業銀行が加盟)の行う預金保護基金にも、政府保証が与えられた。これによって、ドイツの全



民間商業銀行は保護基金への数十億ユーロの会費追加負担を回避できたのである。ランドスバンクの中には、州の保護の強化されたところもある。救済を必要とする金融機関の構成を見るならば、危機に陥る度合いと金融機関の法的形態とにはシンプルな相関関係はないことが分かる。

危機に瀕した主な金融機関の抱える最大の問題は、いまだに非流動的な市場に鑑み、特に価値の下落の止まらない保有有価証券の償却が必要になっていることにある。しかし、それらの金融機関はこの期に及んでもなお非現実的な市場価格にこだわっており、自己資本ベースが損なわれている。あるいは逆から見て、バーゼルII合意の論理に基づき、より高いリスクはより高い自己資本率の裏づけを必要とするのである。どちらから見ても、金融機関が融資業務を行い、ましてやうまく機能する銀行間取引に自ら着手するなどという活動に必要な能力には、大きな影響が及ぶ。このような状況にあって、世界中で、銀行をどうやってこの苦境から脱出させるかについて議論されている。

商業銀行のつくる銀行連盟の提案として、バッドバンク設立がある。そこに、不良債権を集め、国の管理下に置くということである。技術的に見ればおそらく、これは苦境にある銀行を再び堅実な経営下に置くために適したツールと言えよう。しかし、金融機関を不良資産から完全に開放するコストを納税者に転嫁するのは無理な話のように思われる。政治的には実施不可能であり、企業に対しても間違ったインセンティブを与えかねない。従って、バッドバンク設立を考える場合には、危機的な時期をうまく乗り切るための措置を支援する方策として、ということになるだろう。それならばバッドバンクは個別の銀行レベルで、あるいは同類の複数金融機関により設立されることが万人に受け入れ可能な解決法であり、その場合にも、最終的な負担は危機を作った原因者に置かれ、原因者が自らの力の限り負担を「軽減してゆく」ことが明らかにされることが



肝要である。

その意味で、今一度、補償請求のスキームについて考案してみたい。有価証券の価値損失分までは、金融機関は国に対し補償請求分として計上することができるようにする。そうすれば自己資本の消耗は回避できる。対価としてコミッションを支払う。これから何年にもわたり、ステップ・バイ・ステップで補償請求額を小さくしてゆくことができるようになり、銀行は再び足を地につけ、あるいは、保有の有価証券が再び値を上げる。このようなツールであれば、国は資本を準備する必要はなく、負担は長期にわたり、それを生じさせた原因者の責任下に置かれるが、それによっても、苦境に置かれた金融機関の機能力を疑問視する必要は生じない。

経済における国家の役割について

この度の金融危機は、緊急事態にあって、金融制度の安定性と市場の信頼感を守るのに十分な資力と名声を持つのは、つまるところは国家のみであるということを如実に示した。近年、地上における最後の審判は市場であると主張する声が高かったが、結局それは間違いで、実はそれは国家であった。それを踏まえた上で、国家と経済の関係について一連の根本的な問いが投げかけられる。

国による規制

社会的市場経済は、市場経済を保証する国家という理想像に支えられている。つまり、原則的に市場と市場ルールは、市場参加者が交渉し



形成しなければならない。国は、市場参加者の公平の原則が損なわれたときに介入する。特に、権力や情報の授受が非同期的である場合がその顕著な例である。

ところがそこに効果的なルール付けが行われていなかったのであり、それは国際的な金融市場が時代遅れとなっていたことを示す。グローバル化によって、また近年の新しい金融商品によって、権力と情報のあり方の間に生じるインバランスは、より大きな意味を持つようになった。証券化商品の価値について、当然ながらオリジネーターは投資家よりも情報を多く持っている。またローン商品を売る金融機関ならば当然、融資を受ける側の信用力と、ひいては債権の価値について、証券化商品を買う機関よりも情報を多く有しているのである。金融経済の根本的な財は信用であることを今一度思いこすならば、国際的にネットワーク化されることにより匿名化の進む市場においてこそ、細心のルール付けが必要なはずである。

国際的な規制は、これまでその要求に応えるものではなかったことが、この度の金融危機で明らかになった。ワシントンで2008年11月に開催された金融サミットにおいては、2009年3月末までに詳細をつめて実施すべき50の措置について合意があった。我々の立場から見ると、証券化商品の売り手に、より大きな責任を課すことが重要である。売り手に20%分の自己保有を義務付けるという2008年秋の提案は、実践的なアプローチと言えよう。またここ数ヶ月の監督のあり方を見ると、EUにおける監督業務には、そこに必要な政治的基盤が不足していることが実感される。もっと明白に述べるならば、加盟27カ国という状況がいかに複雑であろうとも、危機対策を一本化することができないならば、EUにおける監督業務は文字通り「宙に浮く」であろうし、監督はむしろ巨大なお役所仕事として、危機の克服を容易にするどころか、かえっ



て足を引っ張ることになりかねない。国の措置として金融機関の救済策が調整されたように、各国の監督機関同士の協力のあり方を改善させることこそが正しい道である。

さらに、格付機関の持つ明らかな弱点についても、規制で処さねばならないと我々はある。なぜなら、ここ数ヶ月、格付機関に起因するシステム上のリスクは、監督庁の監視下にある貯蓄銀行その他の銀行などから生じるリスクを越えて大きいことが経験されているからである。また、融資における最低基準を国際的に定義することも重要であろう。

経済における国の行為

金融危機はしかし、経済における公共体の行為を評価しなおすチャンスとも捉えるべきである。公法上の金融機関としての貯蓄銀行の位置づけということでは、我々は長年にわたり、より節度を保った民営化政策を要求してきた。過去も現在も我々は、競争状態を生じさせる必要のあるところでは、公共体は競争から手を引くことが正当であると考えている。例えば情報通信部門がこれに該当する。しかし、民営化によって、必ずしもより良いサービスとコスト安につながるとは限らないことは、エネルギー供給部門が証明している。寡占状態が生じ、その状態を変える方策が残されていないことが原因だ。金融産業においても、例えば貯蓄銀行に民間投資家を受け入れていたならば、類似の状態となっていたであろう。

金融危機の結果、我々は目覚ましいパラダイムの変化を経験している。突如として、国による経済へのより大きな介入が望まれるようになった。これまでは正反対の主張をしていた人や機関までもが、それを期待



しているのだ。公法上の金融機関の代表者として私は、ここでもなお「節度を持って」ほしいと言いつけているのだが、今度のそれは国営化が度を越さぬようにという趣旨であるのは、いかにも皮肉なことである。国による融資も、民間企業への国の出資も、我々は必要としていない。企業の信用力や将来性を評価するのは国の課題ではあり得ないのだから、企業への国の資本参加は本来あるべきではない。国の救済策とは、現下の経済状況において一時的な需要の落込みが生じたところに、それを過渡的に乗り切るためにのみ講じるものであって、生き延びる力はないと市場で判明している構造が、救済措置により生き延びることがその結果となつてはならない。この危険は、セクター全体の救済ということが議論される場合に火急のものとなる。公共体は従って、本当にこの度の危機に関連して生じた問題の解決にのみ集中すべきだ。特に、金融産業の持つ、他のあらゆる経済セクターへの蝶番的機能に鑑み、金融産業の機能を再び確固たるものに構築することが国の課題である。

それでもなお、国が銀行に資本注入する場合には、国は原則的に会社法に基づいた出資者と位置づけられるべきである。勿論そのような国の資本参加が、業務内容への直接の影響力行使を目的に行われるべきではない。しかし、相応の参画を通じて、将来の業務の成功が資本注入の対価として還元されることは、納税者の利益に関わることである。国が金融産業に注入する資本の額とその期間は、おそらくは現在考えられ意図されているよりも規模の大きなものとなるだろう。なぜなら、例えばコメルツ銀行を見ても、時価総額40億ユーロに及ばぬこの金融機関が、会社法に基づく匿名組合出資金として182億ユーロの資本注入を得ても、一体どうしたら短い間に企業価値を高め、国が相応な見返りを得て手を引くことができるというのであろうか。



公正な競争条件の担保

国の大がかりな介入を背景に、金融セクターで今後最も難しい課題のうちに数えられるのは、公平な競争条件の担保であろう。この問題はすでに、国家支援へのアクセス、というところから始まる。民間で株式を上場する公開企業ならば、株主に対して資本の補充を義務付けることはできないし、それを試みはしない。反してランデスバンクに関しては、貯蓄銀行は手っ取り早く支払い能力があるという理由のみで、資本増強への参加を要求される。そのような不公平な扱いは競争をやがめ、公法上の形態をとる機関投資家に対し、民間投資家よりも劣悪な枠組み条件をつくってしまう。長年にわたり、民間商業銀行の側からは公法上の銀行に対する同等の競争条件が声高に要求されてきたことを考えれば、今、逆もまた真なり、とはこのことである。

二つ目に留意すべきは、国の援助を受けた銀行が、非現実的な条件によるビジネスで競争を歪めることがないように、という点である。そのような事実は既に見られている。株主としての国が、とりわけ特定の旧民間銀行に利益関心を持つのは想像に難くない。しかしそれが行過ぎて、そのような銀行が、堅実な競合相手に対して競争上の利を得る、ということであってはならない。

三番目に確認しなければならないのは、この度の国の救済措置が、緊急事態の克服目的のみならず、コメルツ銀行やドレスナー銀行のように、新たな金融機関構造の構築のためにも与えられた事実である。ここから我々が導き出す帰結は、連邦と州という意味での国は、公法上の形態をとるランデスバンクに対しても、民間商業銀行に対するのと同じ責任を負うべきであるという点である。それは、不良資産とキャパシティを縮小し、貯蓄銀行との協力のもとランデスバンクが金融



立地においてより大きな利を得られるよう、安定した金融機関にするという目標において生じなければならない。そのためには、機関同士の合併も必要となろう。

金融機関の業務ポリシーに関するまとめ

金融危機から何を教訓とするかは、それぞれの金融機関自身が決定しなければならない。金融機関の役割は、資本を集め、それを意味ある形で投資に向けることにある。金融機関は、バランスの取れた形で信用を与え、リスクを負うのがその仕事である。その二つは密接に関わっている。経済に参加する他のプレーヤーが経済的取引として、財やサービスの交換を行う際に、金融機関はこれを助ける。つまり銀行は自己目的において立っているのではなく、「奉仕するセクター」である。顧客の経済的取引がつつがなく進むとき、銀行は自分の役割をうまく果たしたことになる。

目下の金融危機の原因は、大手銀行が「奉仕の役割」を逸脱し、マネーでマネーを得るという自分の為のビジネスを自己目的にしてしまったことにある。これを金融セクターは理解しなければならない。この危機においては、広い顧客層を有し、実質経済のプロセスを重要とするビジネスモデルが生き延びた。従って将来性とは、自分の理解できる取引を、自分の知る人々との間で行うことにこそある。これは特に、貯蓄銀行と協同組合銀行のビジネスモデルである。

つまり、金融界においては抜本的なメンタリティの変革が必要なのである。最大限の利益追求から、持続可能性、本質、安定をこれまでよりも高く評価するような、ホーリスティックな企業管理へと。事業や案



件の規模を無批判に信じることから、独創性と他との差異によって際立つビジネスモデルへと。そして、資本市場の効率の優位について盲目的でさえあった信仰から、市場は、市場の参加者よりも良いものではあり得ないとの認識へと。

上向きの景気が損なわれ、多くの人生設計が影響を受けた。金融セクターにその責任がある。これは重大な責任である。金融セクターはここから学び、将来は国民経済に奉仕するセクターとしての自己認識と自己理解を持たなければならない。



「人類に資することのみが、 経済の任務である」 社会的市場経済の再編成

トーマス・ヨルベルク

金融機関の危機と資本市場の問題が立ちはだかり、世界的に景気後退が懸念される中で、社会に目を向ける市場経済のあり方が改めて問われている。「社会的市場経済」が形成されて60年以上経った今日、この概念はルネサンスを迎えた。しかしとりあえずは、現在の我々が身をおく市場経済あるいは秩序において、どこが十分に機能しないのかということを見極めなければならない。特に三つの分野があげられると思う。

1. 貧富の差は、それが産業諸国¹⁾内に見られる差であろうと、豊かな国と貧しい国²⁾との間の差であろうと、もはや放置してはおけない。この差があるために、多くの人々は、供給側からは基

1) ドイツ政府による第三次貧困報告書、2008年7月
3.Armutbericht der Bundesregierung, Juli 2008
2) 国際比較プログラム、世界銀行、2005
International Comparison Program, The World Bank, 2005



本的に提供されている財やサービス、教育を享受することができずにいる。

2. 1970年代以降、環境汚染に対する人々の意識は高まった。2007年には、気候変動の阻止が国際社会の中核的な課題であると表明された。それに必要な技術は既にあるか、開発可能なものであるのに、決定的な方向付けが未だになされていない。
3. 目下、金融市場危機が各国政府や諸国民の第一の関心事である。この危機は、誰も予想していなかった次元に達し、金融市場危機はすでに、世界の経済危機へと広がった。

これらの危機を個別に見るならば、資本志向の市場経済は根本的にはまだ十分に機能していると惑わされがちである。しかし社会、環境、経済の危機を総体的に見るならば、現行のシステムの機能能力には疑念を抱かざるを得ない。シェアホルダー・バリューが掲げられる限りにおいては、経営上、経済上目指すべき、かつそこに必要な利益が、経済活動の唯一の目標であった。しかし金融市場における最高の資本収益力だけを一方的に追求する間に、マネーには、そしておそらくは実質経済には、史上例のない規模の損失が生じたと今日では断定できる³⁾。そこで市場秩序の枠組みの変更について語ろうとすると、しかしながら、過去の経験からイデオロギー色があまりに前面に押し出されすぎることにより、往々にして客観的な見方に欠いてしまいがちである。資本主義的な市場経済がこれまで機能してきたのかという問いに対し、イデオロギーに基づいて答えることなど全く出来ないはずで、本来は冷静で客観的な

3) アジア開発銀行、2009年3月9日



状況把握によってのみ可能なものであることを強調したい。

市場経済は成功したからこそ限界に達した

ここで包括的な分析をすることはもとより不可能であるが、それでも、先述した三つの危機と並び、以下の点を明確にすることはできであろう。

今日の我々が知るような、財とサービスという物質的な豊かさは、市場経済システムなくしては考えられない。多くの文化的、精神的な活動さえも、物質的な繁栄が枠組み条件として存在して初めて可能となる。このシステムがあったからこそ、基本的には世界で財やサービスが逼迫することがないという状況が生まれた。さらに、金融危機にもかかわらず、資本や労働の不足がないことも明白である。自動車産業のオーバーキャパシティ、欧州中央銀行の抱える数千億ユーロに上る低金利による運用資産、国際的に未だに高いレベルで推移する失業率などがその証である。それでも世界には貧困や飢餓が存在する事実は、供給キャパシティがあるにもかかわらず、多くの人々の死活に関わる分配の問題があることを如実に示す。また、脅威とされる信用収縮や、特殊な分野で一時的に生じる専門労働力不足も、実は分配の問題を追認するに過ぎない。

従って、市場経済システムの秩序の枠組みについて現在問われるのは、システムが機能しなかったからではなく、むしろこれまで市場経済が優れた成果を上げてきたことによるのである。

市場経済システムは、個が「市場の見えざる手」(アダム・スミス)を通



じて自己の利益を追求する中で、公の繁栄をはぐくむという前提の上に立つものである。一見して認められるこの矛盾は、財とサービスの供給が逼迫し、個々の経済活動参加者がこの不足を解決するために尽力し、市場を通じてその対価を所得として得るという前提において解消される。アダム・スミス(1723-1790)以来、高度に分業が進み、事実上、ブルーカラー、ホワイトカラー、企業家を問わず個々の経済活動参加者は誰も、自分の労働成果が顧客のニーズの充足に資するという形で他者に「仕える」ことによるのみ、所得を得られるようになった。個人は自分の所得獲得だけに努めているのではあるが、財やサービスの供給不足がそれにより解消される中で、公の繁栄度が高まってゆく。このシステムにおいては、他者に対して自分の労働の成果を提供する以外に、所得を創出することはできないのである。

成果を高め、個人や企業の所得を向上させるために、このシステムは並々ならぬ生産性の向上をもたらした。この生産性の向上の背景には、生産の機械化や自動化が進み、さらにそれにつれて資本支出の割合が上昇したことがある。効率性の上昇は、もともとの逼迫要素であった「労働」を開放し、とりあえずは逼迫する「資本」の需要を生み出した。

さらにこのシステムは、人間のニーズを信じられぬほど「豊かに発見」し、その結果いまだに続くイノベーティブな製品とサービスの開発を生んだのである。そのような目覚ましい発展を背景に、企業や高所得の個人、そして一国の経済の上げる収益から、提供される資本が増大した。それは、インド、中国、産油諸国の巨額の貿易黒字や、多くの中小企業あるいは大企業の高い自己金融力、老齢保障制度の資産の躍動的な拡張に反映されている(ペンション・ファンドがその例である)。

過去百年の生産性向上により、生産される財とサービスのポリュー



ムは、投入された労働量との比較において恒常的に上昇してきた。しかし、所得は労働とリンクされるため、財とサービス供給の逼迫が一時的に解消されても、貧困の絶滅にはつながらなかったのである。

従って、市場経済の発展の起点となったのは、キャパシティ要素として一見無尽蔵の「自然」と、生産要素として限りある「労働」および「資本」という条件下において生じる、財とサービスの不足であった。

唯一の逼迫する生産要素：自然

大まかに述べるならば、そのような関連性は市場経済の成功によって完全に变化した。

1. 全体的なニーズは、富裕層においても、またとりわけ貧困層においても充足できていない中、財とサービスの供給そしてその生産の可能性は、まだまだ汲み尽くされてはいない。例えば自動車産業は、年間自家用車2700万台分のオーバーキャパシティを抱えると言われる。
2. 今日、「労働」要素が逼迫しているということはもはやない。生産性の向上により、古典的な意味での完全雇用が生じるのは、一国レベルでもグローバルなレベルでも、事実上稀有な例外でしかない。今日まで所得は原則的に労働と結びついているため、分配に関わる問題が全く新しい形で生じる。
3. もともと無尽蔵とされていた生産要素「自然」は、その利用は従来どおり無料である場合が多いにもかかわらず、根本的に逼



迫する要素となった。そして無料で利用できるということが、現在我々の認識する環境問題へとつながったのである。従って、例えば地下資源の採掘、水の消費、汚染物質の排出などの自然利用に対価をかけることが、我々の市場経済を持続可能なものにするための根本的な前提条件となる。

4. もともと逼迫していた要素である「資本」に代わって、すでに長きにわたりマネーが供給過多となっており、それが消費や実物投資につながらない場合が増えている。マネーと資本は今日まで、量的に無限に増やすことが可能であるかのように考えられてきただけでなく、収益率への要求度も無制限なものとなった。市場においては通常、供給が増えれば価格は下落する。この市場メカニズムは、マネーの供給過多状態においてはしばしば骨抜きにされてしまった。それは、マネーが自分に対する需要を自ら創出することができるからである。マネーが不動産、株式、資源に投資されると、価格は上昇するから、その後その種の資産価値を購入するためには、さらに多くの資本が必要となる。価格上昇により名目上、あるいは売却時には実質的に利益が上昇する。その帰結は資産インフレであり、極端なケースが米国における不動産危機であった。
5. その結果、金融・資本市場は、融資や自己資本の形で資金を実質経済上の投資のために提供するという、唯一の意味ある任務からどんどん遠ざかってゆく。マネーが抽象的な商品を通じて、巨大なリスクを伴いながら投機的に資産価値へと注入される。例えば不動産、株式、資源などであり、そこに既述したような過大評価のバブルが生じる。それがはじけると、金融セクター全体がつまずき、実質経済への影響は測り知れない。



全体としては、これまで述べてきた展開や不均衡は、既存のリソースのアロケーションの際の明らかな過ちを示すものだ。ここにあるシステムを立て直すことなくこのまま続けてゆけば、不均衡はさらに強まるに違いない。従って、市場の枠組み条件を変え、社会と環境のニーズを価格計算に反映させるようにしなければならない。適正な市場価格とは、社会や環境にも公正な価格であるべきだ。そのようにして秩序政策上の枠組みが相応に改善されれば、社会、環境、経済にとって大きなチャンスとなる。金融市場、環境、エネルギー、社会的な分配の諸問題に関しては、すでに多くの良い例や解決策が提出されている。基本所得構想、自然利用の対価設定、社会と環境に目を向けた税制の再構築、再生可能エネルギーの優先、純粹に投機的で抽象的な金融ビジネスの規制や禁止その他をここでは挙げておきたい。我々が抜本的な社会の変革を火急に必要としていることについて、経験的、学術的な知見が不足しているなどということはない。また、そのような変革をもたらすための措置についての提案にも不足はない。⁴⁾⁵⁾⁶⁾

イデオロギーも利害団体も助けにはならない

何が不足しているかといえば、断固とした意思と相応の実行ステップである。また「経済にとって良いものは、人類にとっても良いのだ」と

4) 気候変動の経済学についてのスターン報告書、2006年10月30日

Stern Review on the Economics of Climate Change

http://www.hm-treasury.gov.uk/stern_review_report.htm

5) 開発のための農業科学技術の国際的評価(IAASTD)報告書、2008年4月15日

Weltagrarbericht des IAASTD

<http://www.agassessment-watch.org>

6) 国連ミレニアムキャンペーン

UN-Millenniumskampagne

<http://www.millenniumcampaign.de>



いう原則を、「人類にとって良いものだけが、経済の任務である」と置き換えなければならない。ノルベルト・レットゲンは、「人類の共存に資する、自由の秩序の理念」について述べている⁷⁾。レットゲンによれば、社会主義の終焉につづき、「市場妄信の自由主義と資本主義が倒れた。我々はここで、21世紀の文脈において社会的市場経済を新しく立ち上げなければならない。」貧困の危機、気候の危機、金融市場の危機が重なったことから得られるチャンスは、もしかしたら唯一無二のものかもしれない。根本的に何かが変わらなければならないという意識がこれ程強かったことは過去になかった。原則としては変化への意思があることを、米国の選挙結果が示した。しかし、前提条件をつけずに、社会制度と行動様式に必要な改革の手を入れるためには、イデオロギー的、物質的、政治的に既得権を守ろうとする者達が、慣れ親しんだ場を立ち去らなければならない。それは、政界にも財界にも、メディアにも、そしてあらゆる市民にも当てはまる。ここで求められる変革の障壁は、経済や制度に強いられて出来ているのではなく、人々の頭の中にある。もしかしたら、我々万人の心のうちにさえあるのかもしれない。

金融市場危機に対応して、各国は大変な力技を見せて必要な安定化措置を導入し、連鎖反応を回避しようと努めた。しかし同じだけの力で金融市場の新たな秩序構築が行われないならば、この度の措置も、問題の原因をさらに強めることにしかならず、早晚さらに大きな危機を招くであろう。秩序政策上の枠組みに首尾一貫した変更があってはじめて、国による数千億ユーロに及ぶリスク引受けは後世にも正当であったと認

7) ノルベルト・レットゲン キリスト教民主・社会同盟院内会派・議会事務局長
ゲネラル・アンツァイガー・オンライン紙インタビュー・2009年2月26日
Norbert Röttgen, Parlamentarischer Geschäftsführer der CDU/CSU-Bundestagsfraktion,
Interview im General-Anzeiger Online vom 26.02.2009.



められることであろう。安定化措置を取ることに代替策はなかった。しかし、安定化措置は対症療法でしかない。その意味で、ここからは危機の原因を追究し、金融市場の持続可能な安定化への措置を提言したい。

金融業は実質経済に役立つものでなければならない

銀行その他の金融サービス業者は、円滑な決済システムを保証し、預金を受け、これをまとめ、そこから融資する。さらに、例えば有価証券の発行業務により企業の資本へのアクセスを可能にする。銀行の持つ国民経済上の機能とはあくまで、実質経済に交換手段と資本を提供することにある。

そこで、どの「業務」が実質経済すなわち社会の繁栄に「役立つ」ことになるのか、そしてどの「業務」が金融市場の自己目的に過ぎず、実質経済に役立つことなく、あるいは多くの場合むしろネガティブに機能するものであるのか、という問いが新たに浮上する。

実質経済に直接的に役立つ商品

古典的な意味での銀行業務には、一方に預金者と銀行、他方に融資を受ける債務者と銀行という、顧客との直接の関係がある。この業務分野は、この度の危機において安定をもたらす構成要素となっている。しかし、実質経済に直接的に資するこの銀行業務には、ビジネス構造についても金利マージンという意味でも、実際には近年大きなプレッシャーがかかっていた。同時に、古典的銀行業務についてはほとんど毎年のように、規制が厳格化されてきたため、コストプレッシャーを伴う煩雑



な事務的処理の必要が生じ、大まかに言って貯蓄銀行と協同組合銀行がその痛手を主に受けたのである。

さらに、実質経済に直接に役立つ金融サービスには、持ち株会社による自己資本調達、金融機関による有価証券発行業務、投資銀行業務の一部がある。このような分野におけるサービスがあって初めて、企業、経済、社会、文化的な活動が可能になる。その意味で、この分野にこれ以上の規制による負担をかけるべきではない。むしろこの分野の規制緩和が望まれる。

実質経済に間接的に役立つ商品

スワップをはじめとする一連の金融派生商品は、実質経済上の金融ビジネスの根底に必ず存在する金利変動、満期ミスマッチ、為替等のリスクを回避させるものとして、実質経済に間接的に資する金融ビジネスである。これら金融派生商品は、異なった金融市場参加者の持つリスクの不均衡を調整し、個々の機関が制御可能であるために役立つという意味で必要なものだ。

しかし、この意味のあるツールを、純粹に抽象的で実質経済に直接的に役立つことのない商品と分離するのは難しい。その意味で、とりわけこの金融派生商品の分野では、より厳しい規制と監督が求められる。

実質経済に役立つことのない金融商品

多くの金融商品や非銀行金融会社(例：ヘッジファンド)は、投機を



通じてマネーでマネーを儲けるだけのためにある。このような活動は、為替、株式、不動産、土地、資源の各市場において、事実上の、あるいは推測される、またはしばしば自ら影響を与え、時には自ら引き起こす価格変動によって利を得ようとするものである。現下の金融危機の原因は、根本的にはこの分野に見ることができよう。

そのように純粋に抽象的、投機的な金融商品は、実質経済の健全な発展には全く役立たない。むしろ、予測不能で巨大な打撃を、社会、環境、そして今の状況が如実に示すように経済に対して、間接的に与えるものだ。例えば空売り、株の貸借取引、その他のヘッジファンドの活動、債権の証券化などが挙げられる。

金融市場の新たな秩序づくりのための提言

人々の生活の向上こそが、社会と環境に目を向ける市場経済の唯一の目的たり得る。人々が、生活の向上のためにどのようなニーズ、価値観、目標を持つのかは、自由の中で形成され発展してゆくものである。

そのような市場経済の目的を追求する際にマネーの持つ機能は二義的なものではあるが、マネーと資本は、グローバルで分業化された市場が機能するために必要だ。従って、金融市場に新秩序を構築する際の目標は、専ら実質経済に奉仕するサービスとしての金融市場の機能確立にある。

その意味で、金融市場の秩序の枠組み改善に関して、以下の措置を提言したい。

- 
1. 銀行や金融機関の提供する商品で、実質経済に直接に資するものを出来るだけ規制緩和し、間接的に役立つものは規制および監督し、実質経済には資さないものを禁止する。
 2. 金融市場の国際化とグローバルに提供される資本の増大で、とりわけ土地、不動産、株式、資源の価値について資産インフレが発生した。この資産インフレは、資本市場において有り余る、投資や消費に回されることのないマネーにも由来している。収益率の観点で運用先を探すマネーが、既述の投機的な商品とあいまって増長した。

資産インフレと、どんどんサイクルを短くしながら生じる極端な価格の変動は、実質経済に甚だしい歪みをもたらし、社会と環境に明らかにマイナスの影響を与えた。いかに困難であっても、資産インフレの早急な把握、計測、評価が必要である。

財とサービスのインフレについては、これを阻止し、各国の中立な発券銀行により計測、監視、制御することというグローバルな合意が、すでに数十年にわたって存在する。資産インフレについても同様な取り扱いをすることが早急に望まれる。

3. 格付機関は、もはや金融商品の開発に関与させてはならない。また、格付機関には、金融の視点から見た信用力調査のみならず、投資資金が実質経済上どのように使われ、どのような社会的、また環境上の枠組み条件がそこで考慮されるのかを調べ、これに言及するよう義務付けるべきである。そのような義務付けは当然、銀行や金融機関に課せられる透明性義務と対をなさねばならない。マネーによって実質経済上何が行われているのかを知ること



は、投資家が意識的に決定を行うために必要な、基本的な判断のベースとなる。

4. タックスヘイブンは閉鎖あるいは限定、または新たな秩序政策上の枠組みに取り込まれなければならない。
5. 特殊な金融機関や商品が、絶対的な規模やその構造において、世界的にも、一国内においても、制度を危機に陥れるような可能性を持ってはならない。「大きければ大きいほど良い」という信条に代わり、将来は例えば、一銀行の総資産が国内総生産に対する割合の上限設定というような形により、構造を制限するようなメカニズムが必要である。コメルツ銀行によるドレスナー銀行買収に見られるような形での、国による買収支援については、その意味でも調査と熟考が必要である。

異なる理念やコンセプトの間の自由な競争を担保し、経済が実際の顧客ニーズに目を向けて活動するために、国のとる措置は法的枠組み設定に制限されるべきである。また秩序政策上の枠組み条件の変革とならび、金融産業に関わるテーマについての啓蒙・教育キャンペーンが必要であろう。マネーがどのように運用され、利息を生み、利用されていくのかは我々の社会を形成する。その度合いは、消費動向や市民の行う政治的意思決定よりも大きいという事実が、大衆の間でより強く意識されなければならない。

ホルスト・ケーラー連邦大統領は、我々には新たな世界経済秩序が必要かという問いに対して、以下のように答えている⁸⁾。「はい。国際金融市場にはどうしても新たな秩序が必要です。資本を人類に奉仕させるものとする秩序です。また、地球上の全ての人間が発展と安定を享受



できるような世界経済秩序が必要です。それは、気候変動や、先進産業諸国にみられるエネルギーや資源の無駄遣いに、システムティックに立ち向かうようなものでなければなりません。新興工業諸国が少しずつ我々に追いつき、数百万の人々が貧困状況を脱することを、我々は喜ぶべきです。しかし、今日65億の世界人口のうち、20億を遥かに超える人々が、未だに一日2ドル、うち10億はたった1ドルで生きていかなければなりません。ここで何かが変わらなければ、豊かな国々もいずれ不安定になり繁栄は失われてしまうでしょう。我々には、地球全体に及ぶ開発政策が必要です。つまり産業諸国も含んだ世界の開発政策です。分配の公平さについての議論が必要ですが、それは世界レベルでの、またドイツ国内における分配の公平さ、ということです。つましさ、という価値には再発見の余地があるでしょう。我々は、もっと学ばなければなりません。」

これが現状における根本的問題なのである。つまり、社会的、環境上の視野に立って、人間が十分に学ぶ能力を持っているかどうか、ということである。

8) ホルスト・ケーラー・ドイツ連邦大統領、ノイエ・パッサウアー・プレッセ紙インタビュー、2009年3月14日
Bundespräsident Horst Köhler, Interview in der Neuen Passauer Presse vom 14.03.2009



消費者は金融危機から 何を学ぶことができるか

フベルトゥス・プリムス

金融経済危機に関わる報道において、影響を被った各集団についてはしばしば二義的にしか扱われない。しかし、ここに決定的に重要なグループがある。それは消費者だ。消費者は経済危機の影響を緩和するため出来るだけ大がかりに消費せよ、と言われる。しかし同時に、現在の老齢年金並の所得を将来得たいと思う者は、今後は個人的な工面部分に大きく頼ることになるから、そのための備えも必要である。国庫債務が再び膨張する中、状況の好転は望めない。しかし大西洋を越えて視線を向ければ、ドイツは比較的ましであると言えよう。米国では無数の市民が(不動産危機として始まった)金融危機から直接の被害を受けている。差し押さえの上競売にかけられて自宅を失い、老後の手当てとして(個人的あるいは雇用者が)保有していた株式や株式ファンドは陽に照らされたバターのようにとけてしまい、同時に失業率は未曾有のレベルにまで上昇している。もとより米国にはドイツのような社会的セーフティネットは存在しない。それに比べれば、ドイツの問題はまだ見通しがきくようである。



ドイツの消費者はどのようにして金融危機を脱出したか？

連邦債に投資し、流動性預金あるいは定期性預金として銀行に預けていた人たちは幸いであった。そのような預金には、万が一金融機関が破綻しても保証がついているし、最悪の場合ドイツ政府が責任を持つと言っている。老後の手当てのために従来型の年金養老保険に加入していた人は、息をついて良い。(投資ファンド型年金養老保険については話が別である。)保険者に対しては、加入者の掛け金を極めて注意深く取り扱うよう、法的に義務付けられていることが、ここでは功を奏した。従ってドイツの消費者の大部分はこれまで、大過なく危機を乗り越えてきたと言えよう。

しかし、この危機から大打撃を受けた零細貯蓄者も多い。保証の届かない運用形態を選んだ人たちである。彼らは大きく損失が出た、と嘆いている。老後の資金を株式ファンドで運用した投資者は、株価の下落による痛手を受けざるを得ない。ファンド価格がいずれは回復するのか、いつ回復するのかは、今のところ不明である。特に大きく打撃を被るのは、老後の生活開始のため、近くどうしてもこの資金が必要となる人々である。

その他には、より安全だと謳われた一年毎の利息付き証券を「まんまと買わされた」人々もいる。投資者が知らなかったことだが、価格が大きく下落すれば、債券発行体は満期を迎えるまで利息を払わなくても良い。これはしかし、隅に小さく注釈してあるのみであった。

大手マネーマーケット・ファンドでさえ、突如として損失を出し始めた。多くの投資者にとっては、晴天の霹靂である。銀行の投資アドバ



イザーは、マネーマーケット・ファンドは流動性預金と同様に安全だと約束していたのだったから。

安全な投資としてリーマン債を買わされた年金生活者は、リーマン・ブラザーズ社の破産財団の中からほんの僅かな部分を受け取るのがせいぜいである。多くの顧客はまさに不意打ちをくらった。彼らは、リーマン債ではなくて、近所の貯蓄銀行の商品を買ったつもりだったのだ。少なくとも宣伝パンフレットを見るとそのような印象を受ける。しかし、この発行体は米国で破産したリーマン・ブラザーズ証券会社であった。

ドイツではおよそ3万人の流動性預金者が、数週間にわたりアイスランドにおいた預金が無に帰すのではないかとほらはらしていた。カウプシング・エッジ銀行が支払不能に陥ったのである。アイスランドの預金保護基金も、ドイツからの預金3億ユーロを補填する措置を、すぐには取らなかった。ようやく最近になって、この「預金劇」はハッピーエンドに向かおうとしているようだ。

消費者はこの危機から将来に向けて何を学ばなければならないか

この問題を深める前に、まずドイツの消費者を称えたい。危機において、ドイツの消費者は非常に責任感に満ちた行動をとった。パニックが生じることはなく、銀行での取り付け騒ぎも見られず、落ち着いて冷静であろうとしていた。メディアも、そして政府の危機管理が良かったことも、この状況が制御不能に陥らなかったことに大きな貢献を果たした。しかし、危機の後も「このままで行こう」というわけにはゆかない。



発行体リスク、預金保証、信用力、ロックアウト。多くの預金者や投資者は、金融危機という悪夢に襲われたのであったが、これはまた図らずも資産運用についての詰め込み授業となった。

- 保証付きの運用と称して売られた商品が、突然損失を計上したり、価値が無に帰したりする。
- 堅実さと実体性を確保できると思い投資したオープンエンド型不動産ファンドが、突如クローズされ、一時的に解約不能になる。
- 堅実な利回りを保証するといわれていた債券が、日経平均株価指数に連動する危険な賭けであったと判明。

運がよければ、投資者は損失に腹を立てながらも再び良い時代が来るのを待つことができよう。しかし、多くの人々にとっては、経済的な将来設計が崩れてしまった。特に苦境に立つのは、長年にわたりファンド型年金養老保険に払い込みを続けてきた上、ようやくここで保険金支払いを受けて生活資金とするはずであった人たちである。個人的に積み上げた老後の資金が数ヶ月のうちに半減してしまった可能性はおおいにある。

金融機関の崩壊や、証券取引所での価格暴落を回避することは、投資者にはできない。しかし、金融危機が生じても、個人の資金繰り計画を完全に崩壊させることのないよう注意を払うことは誰にでもできる。そのためには、幾つかのシンプルな原則を守らなければならない。磨きのかかった運用戦略が大事なのも、ましてやホットな運用のヒントが必要なのもない。単に、大きな過ちを将来は回避する、ということに尽きる。



第一のルール：理解できるものだけを買う

自分で管理するのか、銀行のアドバイザーの薦めを信頼するのかは問わない。完全に理解できる投資形態にのみ資金をつぎ込むべきである。副次的条件や特殊条項などの付いた商品は避けたほうが良い。簡単なものであればあるほど、リスクも計算しやすくなる。たとえば、流動性預金口座に資金を置くのであれば、銀行が一定の利息を払ってくれるが、銀行はいつでもその金利を変える可能性がある、という事実は誰でも知っている。その代わりに、預金者は毎日でも預金を引き出すことができる。

定期性預金は全く違った機能を持つ。例えば三ヶ月、六ヶ月などの期間について固定金利に合意する。預金者はその期間中は引き出しができない。反して株式を買う者は、いつでもこれを売却することが可能だ。しかし、保有株の価格が突然20%下落しても、驚いてはならないのである。株式は証券取引所で取引されるもので、価格が変動することは秘密でもなんでもない。ミニ先物のようにリスクを伴う商品でさえ、シンプルに理解することが可能である。そこでは、特定の市場の推移について、買い手が過度に参画するのである。例えばドイツ株価指数(DAX)が下落すれば、それに連動したDAXミニ先物を買った投資者の損失は4倍から5倍になってはねかえる。これは打撃ではあるが、驚くにあたらない。

近年、銀行が商品売るにあたりモットーとしてきたのは、「複雑であり得るものをなぜシンプルにする必要があるのか」ということであった。例えば、預金の高利息を約束し、「保証」という言葉を商品に書き込む。しかし、預けられる資金の半分は、投資信託に流れ込むことになっている。ファンドが証券市場で「地下道に流れ込む」ことになってしまっ



た場合、泣きを見るのは投資者だ。投資信託で運用される資金部分に、保証は適用されないからである。保証されるのは、預金部分だけである。いくら「保証」と高金利が預金部分にかかっているとしても、全体的に見れば投資者は損をすることになる。

もう一つの例がサーティフィケートだ。ここでは、利益と損失は、しばしば不特定多数に対する賭けである。堅実に聞こえるものも、実は極めて投機的であるかもしれない。

第一のルールを守る限り、運用のプロになる必要はない。確実な利息収入を得たいのか、チャンスの大きい株式市場に投資したいのか、大きく投機に出たいのか、どのような場合にでも、透明度が高く分かりやすい商品は存在する。

運用形態により重要度は異なるにしても、投資者は商品購入の前に以下の点に関して、自分で答える能力をつけていなければならない。あるいは、金融機関のアドバイザーに尋ね、自分が特に重要であると考えられる特徴について、それを書面で確認してもらいたい。

- 運用益はどこから生じるのか。
- 運用益にリンクされている条件や事柄があるのか。
- 運用損につながり得る条件や事柄があるか。
- この商品は、いつでも損失リスクなしに換金可能か。
- 償還期日が決まっているか。
- 満期償還の場合の運用益はどうか。途中換金の場合には、運用益と安全性がどのように損なわれるのか。
- 商品の発行体が倒産したらどうなるか。



第二のルール：全てを一枚のカードに賭けないこと

流動性預金、債券、株式、不動産、ゴールド、あらゆる運用には異なった運用リスクとチャンスがある。資金運用を成功させるための鍵は、それらの正しいミックスだ。全資産を株式一銘柄に賭ける者など誰もいない。同様に、安全だからという理由で全てを定期性預金に貯めておくのも間違いである。後先構わず異なる運用の可能性の混じった鍋をつかもうとするのではなく、資産を目的別に分散させる者こそが、運用益を犠牲にすることなく、リスクを大きく軽減できるであろう。そのために二つのステップを取るべきである。

第一ステップ：資産を様々な運用形態に分散し、投資者としての自己像に合った形のミックスとすること。例えば、とにかく安全を重視するならば、大部分を確実な固定金利商品で運用し、小さな部分を、株式ファンドなどチャンスの大きな商品に投資する。その際、おそらく資金が必要となる時期に、本当に換金可能であることを確認しなければならない。

第二ステップ：個々の運用形態においても、資金はできるだけ異なった商品に分散させる。運用の重点の異なる国際株式ファンド三商品のほうが、資源市場にのみ投資する唯一のファンドよりも良いであろう。

第三のルール：定期的に運用状況をチェックすること

特定の商品を購入するにあたってどれだけ熟考したとしても、投資者が、自分の運用口座の状況を定期的に批判的な目で確認することを怠れば意味はない。運用の目的は時が経るに従って変わるかもしれないし、予定していた大きな買い物が現実味を帯びてくるかもしれない。そ



して結局のところ、価格の変動があれば、運用口座の構成要素比率を変えなければならないかもしれないのだ。定期的に運用口座のチェックをする際に自問自答すべきポイントをあげる。

- 自分の運用の考え方が間違っていたことが判明したため、修正すべきだろうか。
- 安全な運用とリスクの高い運用の比率はこれで良いか。
- 私が考えた時間的な計画は、運用口座の構成とマッチしているか。

定期的な運用口座のチェックといっても、全ての投資者が運用のプロである必要はない。どれだけ入念なチェックになるかは、どのような運用をしているのかにも左右される。株式および株式ファンドにおいては、一週間に一度あるいは一ヶ月に一度はチェックするのが良いであろう。利息収益が目的の、より安全な運用の場合には、一年に一度、運用口座残高を確かめるだけで十分である。為替市場での運用ならば、少なくとも一ヶ月に一度、あるいは六ヶ月に一度といった形で批判的に口座を見て、自問するのが良い。「損失を招くだけのものを、今売るのが良いか、それとも少し好転するのを望みながら待つのが良いか」と。

いつか証券市場は今よりも良い時期を迎えることになるろう。しかし、それがいつになるのかは誰にも分からない。今すぐに損失を承知で市場から退出するのであれば、場合によっては、数年、あるいは最悪の場合には何十年にもわたって、当てにしていた金を諦めなければならないだろう。その場合には、自分の運用口座に保有する銘柄が、将来の上昇期にトップバリューとなるかどうかが大きな問題となる。しかしそれは、保有銘柄が収益度の高い企業で、将来性のある商品を提供し、堅実なビジネスモデルで行動する場合に限られる。そのような



銘柄は、小さく投機的なニッチ企業というよりは、むしろDAX指数を構成する大手の優良銘柄や、国際的に広く運用される株式ファンドに見出せるものだ。

まとめ：金融機関に対する消費者の権利強化

消費者がいくら万端に準備しても、助言者の能力や誠実さに依存せざるを得ない部分は残る。しかし、金融機関の助言者というのは、第一義的に販売員であり、コミッションを念頭において業務する者だから、顧客のためになることだけが行動の指標ではない。この度の金融市場危機においても、助言の時点で多くの不足や間違いがあったことが、すべてを物語っている。高額所得者のみならず、さほど資産のないごく普通の一般消費者も、報酬を支払って中立的な助言を受けられるようならば理想的であるが、現実にはそれは例外でしかない。殆どのビジネスが銀行や金融サービスを行う業者によってとりしきられる現状においては、この危機をチャンスととらえ、今こそ消費者の権利を強化すべきである。

- 投資者には、助言の誤謬について、これまでよりも長期間の損害賠償請求権を付与されなければならない。三年間で時効成立という従来の規則ではあまりに短すぎる。
- さらに、助言の際の話し合いの内容を詳細に文書化することが重要だ。そのため、簡素で分かりやすい記録をとることを義務付けるべきである。記録が不十分であったり、抜け落ちがあったりする場合には、助言者の責任とする。助言者に証明責任を課し、法廷においては、助言者が助言を誤らなかった事実を立証しなければならない、とすべきである。



つまるところこの危機は、商品テスト財団がすでに長年にわたり要求してきたような形での消費者保護を、ようやく一步前進させるチャンスでもある。



金融市場のもたらす恩恵について 効率的で社会的な市場経済の基盤

ノルベルト・ヴァルター

米国で2007年夏に生じた金融危機による巻き添え被害が世界中で目に見えるようになった時、金融市場自体が社会的市場経済の墓掘人であったとして評判を落とした。そのような見方は、事実上間違っているだけでなく、この考えが広く根付くことになれば、大きな長期的ダメージが、世界経済と、社会的市場経済のコンセプトにも及ぶことになる。それは効果的な金融市場は、業績の高い国民経済の基盤であり、そのような国民経済こそがまた、社会的な調整の基盤を作るからである。また、金融市場は経済政策の監視機能も有しており、制御や分配に際して理性的な限界を設けるのに重要な役割を担っている。

国民経済への貢献

金融市場は、様々なルートを通じて、一国の経済の成長と業績を高めることに貢献している。第一に、金融市場の直接的な成長への貢献が



あげられる。後で論じる間接的なその他の成長への貢献と比較して規模は小さいけれども、過小評価できるものではない。事実、金融産業において活動する銀行、保険、その他の金融サービスを行う証券市場などは、ドイツにおける年間粗付加価値の4.5%を創出しているのである。ほとんど知られていないことだが、これは例えば自動車産業や機械産業のような、ドイツを代表すると言われ誉れ高いセクターを越えている。雇用についてみても金融セクターは重要であり、銀行に67万人もが、そして信用部門と保険部門をあわせ合計130万人が働いている。金融セクターが経済成長へこれほど直接的で大きな貢献をするのは、すでに崩壊した世界の金融市場バブルに合わせて生じた、ドイツ金融セクターに不相応な膨張の結果に違いないと憶測されるかもしれないが、それは全く当たらない。ドイツにおける金融セクターの経済的貢献へのシェアは、それでも国際比較ではむしろ低いのである。米国では粗付加価値の8%、英国やスイスではそれぞれ8.5%、10.5%に上る。

しかし、それよりもはるかに重要であり量的にも大きいのは、もちろん、金融市場の持つ間接的で本来的な貢献である。つまり、(1)経済活動の資金調達を行い、タイトなリソースを代替目的に回す、(2)それとともに、リスクの引き受けと分配、(3)人生の様々な時期を通じて消費調整目的で行われる貯蓄の運用(これは資金調達の反対側に位置している)、この三つの貢献があげられる。

資金調達機能についてみれば、金融市場には分散的な市場メカニズムがあり、利用に提供されている貯蓄分が、最も見込みのある用途に回されるようになっている。そのようなアロケーション機能は、金融システムの能力が高いほど、より良く遂行される。経験的に証明されてきたことだが、能力の高い、発達した金融システムを有する国家の経済は、そのような条件を備えていない国家の経済よりも成長が速い。ある金融



システムの能力とは、金融システムの深度(例えば、貸付とその他の金融資産である株式や債券が国内総生産に占める割合)によって、また他方で金融市場の完全度、つまり、そこで提供される金融商品の幅の広さによって、計測される。後者は極めて重要である。市場で利用可能な金融商品が、資本提供者の個人的なリスク引き受け容認度にマッチするものであればあるほど、提供される資本は全体的により良く利用されるからである。

利用可能な金融商品

金融市場の完全度(あるいは幅)の重要性は、金融市場の深度に比べ不当にも過少評価されがちである。しかし、資金調達案件毎に異なった商品が必要になるのは当然である。特に、投資案件を特徴別に比較してみるとそれがよく分かる。伝統部門の一企業による拡張投資と、新進部門においてヒューマンキャピタルに大きく左右されるイノベーション開発のための資金調達を比較してみよう。前者においては、歴史的な経験値により、この投資から得られる将来の収益フローと構成については、ある程度の信頼度を持って予測が可能である。また、この企業は長年存続しているため、おそらく担保となるものを有しているであろう。そのような場合には、投資の資金調達は大部分、固定金利で他人資本によるものとなる。なぜならば、そうすれば資金調達の(収益フローに対する)負担は、拡張投資をする側からは信頼できる形で評価が可能であり、他方、資本提供者のリスクポテンシャルは、これまでの実績と担保により小さくとどまるからである。後者の例では逆に、この投資による将来の収益フローは定かでなく予測不可能であるという事実に見合う資金調達の形態が必要になる。(従って、固定金利で定期的な利息収入を資本提供側が期待することは論外である。)また、資本提供者の権利を



適正に担保するため、資本提供者が影響力を行使する権利を認めるような形態の資金調達が必要である。この場合、自己資本に近い資金調達の手法が適しており、それにより資本提供者の参画権を保証し、成功すればリスクに見合っただけのハイ・イールドを、提供した資本について認めるような形となる。

投資銀行業務の提供する商品はしばしば咎めを受けているが、実はそのような商品こそが、多彩な資金調達案件のニーズに応えるツールを利用可能にし、資本提供者と資本需要者の好みや優先事項を同時に満たすことに手を貸すのである。従って、資本市場のこのセグメントを干し上げ、より実質経済に資すると考えられている、シンプルな資金調達の形式(例えば伝統的な銀行融資)で代替させようというのは愚の骨頂である。

偏りを避けるために、また現在の政治的な議論を踏まえて記しておきたい。金融制度の複雑な細分化と、経済成長への貢献との関連性は、企業の資金調達のみならず、個々の家計における資金繰り需要においても当てはまる。だからこそ、例えば最近EJ委員会に提出された報告書にも、個人向けの不動産資金手当てのツールが幅広く存在する国の経済のほうが、それが限られた数しかない国よりも成長が速いという結果が出されているのである。その意味で、この部門においても、提供される資金調達の手法の多様さを、がんじがらめの規制によって失わせてしまえば却って逆効果である。それはまた、一国の経済成長への貢献の可能性という見地からのみならず、社会政策上の次元においても言える。柔軟な資金繰りのモデルである、例えば元金返済額が可変型のローン、あるいは返済期間の長いローン等により、当初は所得や資産の少ない市民であっても、持ち家(住居)の取得が可能になるからである。



リスク回避

金融市場の重要な機能であるリスク分散は、企業や家計の投資のための単純な資金調達機能を遥かに超える重要性を持つ。それを明らかにするために、為替レートの変動リスクのヘッジを例にとってみよう。商品を他の通貨で輸出し、他所から物資を調達する企業は通常、為替レートの変動から生じるリスクを回避したいと考える。為替デリバティブや先物取引により、そのようなリスクをヘッジすることが可能だ。ここでも、そのような金融商品の存在があきらかに経済成長への貢献を果たしている。開放的な国の経済が、閉鎖的な経済よりも迅速に伸びるとするのはよく知られたことだ。為替リスクのヘッジに使うことの出来るツールがある限り、国際的な分業に参加しようという企業の意欲が高まるのであれば、それは直接的な経済成長に資するのである。

あまり知られていないことだが、その他の金融派生商品を用いて、さまざまなリスク形態を管理することができる。例えば資源デリバティブであり、企業はこれを用いて、資源価格の変動リスクをヘッジできる。同じように金利デリバティブがあり、銀行のみならず企業も、資金調達コストにおいて望ましくない金利変動が生じる場合に備えることが可能だ。最近では、天候デリバティブもあり、天候に左右されながら生産を行うエネルギー供給部門の企業等が、天候を条件とする生産の変動(そしてそれとともに入金フロー)をヘッジしている。

広範な安全対策

金融市場を利用した安全対策の形態は、もちろんこれにとどまらない。企業と同じように家計や個人も、金融商品を通じてリスクのヘッジ



が可能である。それが明らかなのは、疾病、事故、資産リスクを保険商品によって回避しようという場合である。金融セクターにそのようなリスクをヘッジする能力があることから、伝統的な意味での保険セクターと資本市場の関係が極めて密接化していることは、あまり明らかになっていない。リスクを肩代わりする保険の能力は、損害蓋然性、潜在的な損害の規模、個々のリスク間の相関性によって決まる。死亡リスクなど伝統的リスクに関してはそれらのパラメーターはうまく計算できるが、特定分野における資産損害については、損害の蓋然性と規模への不安感が募っている。異常気象(ハリケーン、洪水)やテロによる大災害リスクがそれにあたる。ここではリスク計算が不可能となりつつあり、それは保険割増金を支払い不可能なレベルにまで高騰させるか、最悪の場合にはリスク保険は不可能という事態へ追いやりようとしている。そうなればさらに経済活動は制限されてしまう。これが広く認識されたのが、2001年9月11日の同時多発テロ事件であった。航空保険との関連で、民間の航空輸送が不可能な状況に陥りかけたのである。それほど劇的でないにしても、世界的な気候変動が原因となり、天候に起因する損害による過大な負担に対する保険会社の懸念は募るばかりだ。最近では、保険会社はそのようなリスクをいわゆる「保険リンク証券」によって資本市場へ、つまり、保険セクターの外にいる資本市場参加者へと移転している。この例は、金融市場と金融セクターのイノベーション力が、新たな経済政策上のチャレンジに立ち向かう際にどのように利用されるかを示している。

消費の延期としての貯蓄

資金調達機能と相補的にあるのが貯蓄運用である。預金者の立場から見れば、それは消費を時間的に据え置くことを意味する。少子高齢化



にともない、国による年金の賦課方式に限界があることが明白化している中で、とくに重要視すべきは老後の資金手当てである。預金者からすれば、十分であると感じられる運用イールド（これが高ければたかいほど、即時の消費は諦める）と、運用の確実性（この資金が老後には確実に、目するレベルにあるという）との間の正しいバランスが重要だ。特に、資本市場の国際性に言及しなければならない。ドイツをはじめとする伝統的な産業国において見られる少子高齢化は、潜在的経済成長率の低下を招くであろう。従って貯蓄から適正な利益率を得るためには、資産運用を国際的に分散することが不可避となる。そのような分散は、運用の安全という見地から、為替その他のリスクをヘッジする措置を併用しながら行われなければならない。ここでも明らかなのは、金融市場が発展し、深みを持ち、細分化していればいるほど、老後の手当ての目標を達成する可能性が高まるということである。

持続可能な成長

誤解のないように述べておきたい。金融市場は（成長への直接の貢献を除けば）それ自体としては成長を生み出さない。しかし、効率的な金融市場は、一国の経済において逼迫するリソースを効率的に利用するために不可欠であり、経済成長効果を増大させる。成長とは、一国の豊かさの表現、そしてその基盤であるにとどまらない⁹⁾。成長はまた、国民の多くが経済生活と繁栄に参加するための、そしていかなる理由であるかは問わず、参加することが出来ない場合には、例えば社会保障給付のような形で経済的な埋め合わせを受けるための、最善の前提条件であ

9) 当然のことながら、持続可能でクオリティの高い成長でなければならない。例えば、持続的でない形で自然の搾取を基盤とするような成長は除外視される。



る。経済が縮小あるいは停滞すれば、分配の問題はエレガントに解決されると夢見る者は、幻想を食んでいるに過ぎない。分配の問題を最もよく解決できるのは、分配するべきものが大きく余裕を持つ場合である。

普段あまり留意されないが、金融市場には社会政策上の重要性がある。もちろん、現在のような状況下でこの指摘をするのは不遜と思われるかもしれない。しかし、金融危機を経験したばかりの現在においても、この関連性は正しいのである。開放的な金融市場は経済政策のクォリティを測る重要な指標となる。例えばある国で他国に比べて度の過ぎた金融緩和政策、あるいは、安易な債務政策があれば、金融市場は高い金利を求めること、あるいは資本の撤退（フローの引き締め）によってこれを罰する。この監視機能は、少なくとも幾つかの国々では殆どゼロ金利で資金調達が可能である現状においては、あまり説得力がないかもしれないが、しかしそれが現実であり、市場が正常化すれば再び明確となるはずだ。

同じようにまた、株式市場は一国の立地クォリティを測る指標であるといえよう。もちろん、株式市場の変動ひとつひとつが立地評価であると過大に解釈してはならない。特に、昨今の株価の動きは、そのように一喜一憂することへの警鐘と受け止めるべきだ。しかしながら、一国の株式市場の評価や資本化が、他の国々と比較して体系的に遅れているならば、その国の持つ経済的な枠組み条件とパフォーマンスが信頼されていないことの証と解釈すべきであり、そのように解釈せざるを得ない。

しかしながら、金融市場が特定の経済モデルを強要するわけではない。どの国も、自国の経済政策を国民の多数の望む形で選択する自由を持つ。金融市場はその意味ではあくまで指標の機能しか持たないのであり、その指標をもって、特定の政策の選択から生じた経済的な結果がよ



り明らかになる。何年に一度ずつという長期のサイクルで行われる選挙とは違い、この評価は、言わば連続的なプロセスである。行為する側の政治家にとっては、必ずしも常に有難くはないかもしれないが、政治的な意思決定プロセスという点において見れば、これは十分に高く評価すべきである。

このような指標、監視機能の恩恵を受けるのは特に、社会において立場のより弱いグループである。低所得者、年金生活者、動きのとりにくい人々、資産の少ない人々、例えばとりわけ貨幣価値の安定から利を得る人々である。金持ちや、動きのとりやすい人々ならば、資産をより簡単に分散し、必要とあれば国外に持ち出し、貨幣価値の下落から身を守ることもできようが、そうではない人々のグループは、特にここからの恩恵を享受する。

結論：効率的な金融市場は、投資の資金を提供するのみならず、リスクをヘッジし、消費を分散させ、国民経済の潜在的成長率を高めるのに貢献する。さらにそれを超えて、社会政策上重要な機能も負うものである。

初出：「政治的意見」Die Politische Meinung

第54年度、2009年2月、第471号、5-9頁



クオ・ヴァディス 金融市場危機よ、 そなたはどこへ行くのか？ 企業の誠実さに目を向ける コンサルティング業務のチャンス

マティアス・ヴェント

「社会的市場経済において重要なものは何かという原則的で集中的な議論、企業の価値観や理想像に関わる議論が、従来に増して必要となっている。」

(クラウド=ペーター・ミュラー、ドイツ政府コーポレート・ガバナンス・コーデックス委員長、コメルツ銀行監査役会長、2008年11月7日)

「進化可能であるためにはしかし、企業は自己に対してノーと言うことができなければならず、このノーを生産的に、つまり選択的に用い、既存の構造にこれを実りある形で統合できるかをチェックしなければならない。そこにこそ、多くの意味で慣れ親しんできた、これまでは上手く機能していた企業構造とは異なったあり方を目指すためのチャレンジがある。」

(ディルク・ベッカー、2007年)



1. はじめに

世界的な金融市場危機はメディアにおいて、金融市場サービスに従事するプレーヤー、とりわけ米国における市場参加者による集団的な失敗として認識されることが多い。それらのプレーヤーはしかし、「ある意味での共同責任」を修辭的に認めた上で、国による監督と規制の失敗を指摘する。その関連においてドイツではさらに、政府により特に監督される公法上の機関であるランドスバンクの巨額の損失が指摘される。政治家は、ここに生じた現象について、大抵は「ある意味での共同責任」を認めることなく、金融サービス部門の役員が、不当に高い報酬を目当てに、無責任で物欲に牽引された商行為を行ったために生じたと説明する。ドイツのキリスト教会の代表者たちは、金の子牛(訳注：偶像崇拜、拝金主義をあらわす)の周囲で踊る民という旧約聖書のイメージに、このたびの危機の根底にある原因を合わせ見ている。

事程左様に、世界の金融市場危機に関しては、非常に多くの見方がある。どの立場も、特殊な(認識の)利害関心に拠って立つ。時代を揺るがすような大きな出来事が生じたときにはいつもそうだが、公の議論において支配的な見方、新たな集団的認識が出来上がるまでには時間がかかるだろう。従って以下には、金融市場危機の結果として、誠実さに目を向けた要求事項あるいは課題としてどのようなものが、ドイツの企業に対して課されるようになるのか、また企業の誠実さに目を向けたコンサルティング業務を行う場合、どのような帰結がもたらされるであろうか、というテーマについて考えてみたい。

これらの問いに対する答えを模索するためには、グローバル化に関わる社会学的、経済学的な理解に立った上で、現在のグローバルな金融市場危機の認識において支配的な傾向を、二つの異なった文化的文



脈(米国とドイツ)について改めて把握しなければならない。それを基盤として、ドイツの企業が誠実さに留意し行動すべき分野をテーゼの形でまとめ、その上でコンサルタントにとって意味する帰結を導き出すことにする。

2. グローバル化のプロセス

社会学的に見れば、グローバル化とは、特に現代の情報通信技術分野におけるイノベーションを基盤として、恒常的に世界の人と組織のネットワーク密度を高めてゆくプロセスと理解することができる。経済学的には、グローバル化は、協力の利を徐々に実現してゆくプロセスであり、これは相応にポジティブな繁栄効果を伴いながら生じる。そのようなプロセスの結果、社会学的には国際社会は問題提起の範囲として、経済学的には世界市場は逼迫度に見合う需要と供給の交換の中心地として、研究者の観察の対象となる。古典的な経済学理論に基づけば、原則的には金融市場のグローバル化プロセスも含むグローバル化プロセス全体が、繁栄度を高めるものとして肯定的に評価されることになる。

3. 金融市場グローバル化の認知

しかし多くの人々は、特に目下の金融市場危機を受けて、従来の形態による金融市場のグローバル化を批判的に見ている。人間の尊厳は不可侵であり、所有権の行使は同時に公共の福祉に役立つべきであるという原則に拠って立つ民主主義法治国家において、その事実は何らかの立法上の帰結をもたらさないわけにはいかないであろう。つまり最終的には、現実に存在し(知覚された)要求を持つ人間こそが、古典的経済学上



の理論において薦められる形成形態から乖離し、経済的にも重要な差異を生じさせることになる。しかしそもそも古典的経済学上の理論そのものが、複雑性を簡素化するために、常に「他の条件が同じならば」という前提に立つことを余儀なくされているのだ。

それでは、現下の金融市場危機の分析に際し重要な、米国とドイツにおける(知覚された)人々の要求とは何であろうか。歴史的に発展してきた国家の方向性に即して見れば、ドイツにおける人々の原則的な問いは「企業家、管理職、被用者、近隣の住民のこの行為は、許されるものであるか」ということにある。つまり、国家によって確立された社会に対する、個人の自由権行使の正当性が問題なのである。これに対し米国における根本的な問いは異なったものだ。米国では、個人的に幸福を追求する万人の自由によって構築される社会(“pursuit of happiness”)において、原則的には無限である個々の自由の領分への国家の介入の正当性が問題となる。歴史的に発展してきた、ドイツ人の個人的幸福追求への懐疑心(「エゴイズム」)は、生存に関わる危険からの安全をできるだけ完全に国が保障してほしいという父権制度的な期待と結びついており、個人の幸福の積極的達成が可能であるとの米国の楽観主義と真っ向から対立するものである。だからこそ、ドイツでは未だに「国家の下僕」としての公務員について語られ、連邦憲法裁判所が政府に対し、国民に強いることのできる税負担の上限を示すことになる。それに反し米国においては、国家は個人の幸福の追求のために奉仕し、その際、とりわけコスト(即ち個人の税負担)を少なく抑えなければならないとされる。

それではそれぞれの国において、この度の世界的な金融市場危機は社会的にどう認識されているのか? ドイツでは、市場経済制度と主要プレーヤーに対する信頼感が大きく揺らぎ、名声が失われた。従って政治的には、本当に効果的というよりは象徴的な行政上の規制が増大する傾



向が主流となるであろう¹⁰⁾。反して米国では、個人の自由と資本主義の機能への原則的な信頼は維持され、金融市場危機の原因とその発現形態に関わる具体的な分析が前面に押し出され、エンロン事件の後にサーベインズ・オクスリー法が成立したように、立法府によって、少なくとも効果的であることを意図する予防措置がとられることになる。つまりドイツに居を構え国際的に活動する企業(特に金融サービス企業)は、二つの異なったサイドから同時に規制強化を受けることになる。

4. ドイツの企業が誠実さに目を向け行為すべき領域

以下には、前述した展開から生じる、誠実さの視点におけるドイツの企業への要求事項をテーゼとして掲げてみたい。

テーゼ1：ドイツでは金融市場危機により国家の地位が強化され、銀行経営の誠実さへの公の信頼が大きく揺らいだことにより、金融サービス業者への規制が厳格化される。それは、例えば適正で可変的な役員報酬ルール等を含むリスク管理への最低限の要求事項(“MaRisk”)¹¹⁾、

10) 規制の強化と企業責任の強調は、キリスト教会からも主張されている。これについては以下を参照されたい。

ドイツ福音協会：(福音から見た企業の行為)第二版、ギュータースロー、2008年
EKD:Unternehmerisches Handeln in evangelischer Perspektive, 2.Auflage, Gütersloh 2008.

アントン・ラウシャー：(カトリックの社会学。我々の社会的秩序にとって持つその意味と今日の課題)ヨーゼフ・ヘフナー枢機卿追悼講演。2008年10月19日、ケルン

Rauscher, Anton: Die Katholische Soziallehre – Ihre Bedeutung für unsere gesellschaftliche Ordnung und ihre heutigen Herausforderungen, Vortrag anlässlich des Jahrgedächtnisses von Joseph Kardinal Höffner am 19. Oktober 2008, Köln.



および金融サービス監督当局によるチェック機能の強化 (“Enforcement”)の形となって表れる。

テーゼ2：企業に対する国民、メディア、消費者の批判的な見方は、2009年に施行される会計基準近代化法では取まらず、資本市場で資金調達する企業のコーポレート・ガバナンスについてはさらに法律上、事実上の要求が課せられることになろう。取締役および監査役の賠償責任リスクを拡張しようという、現在議会において色濃く見られる傾向と裁判所の判断によっても、その動きは追い風を受けるであろう。

テーゼ3：ドイツのメディア、政界、大衆の間には、財界のリーダーに対する批判的な見方が広がり、名声が失墜する。それにより、専門的な企業コミュニケーションの重要性が高まるであろう。それは専門的で、国際水準に合致した企業の社会的責任(CSR)マネジメントに結びつくものである。¹²⁾

テーゼ4：コーポレート・ガバナンスに関わる質的、量的な要求事項の拡大により、ドイツにおいては効率的かつ効果的なコーポレート・

11) ドイツ金融サービス監督庁：告示・2005/18(リスク管理の最低基準)フランクフルト・アム・マイン、2005年参照。

Bundesanstalt für die Finanzdienstleistungsaufsicht: Rundschreiben 18/2005 – Mindestanforderungen an das Risikomanagement, Frankfurt/Main 2005.

12) グローバル化プロセスにおけるCSRの位置づけについては以下を参照。

ヨーゼフ・ヴィーラント：(CSRとグローバル化、企業の社会的責任について) ミヒャエル・パウアーマン、マルクス・ベックマン、トーマス・ベシヨールナー、ルドガー・ハイトブリック(編)：『市場経済の原則としての責任。道徳と経済の関係について』フランクフルト・アム・マイン、ニューヨーク、97-115頁より

Wieland, Josef: CSR und Globalisierung – Über die gesellschaftliche Verantwortung von Unternehmen, in : Baumann, Michael; Beckmann, Markus; Beschoner, Thomas; Heidbring, Ludger (Hrsg): Verantwortung als marktwirtschaftliches Prinzip: Zum Verhältnis von Moral und Ökonomie, Frankfurt/Main, New York, S.97-115.



ガバナンス管理と、コーポレート・ガバナンスの個々の要素のさらなる専門化が進むことになる。

テーゼ5：ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスにおいて特に重要な要素として、アングロサクソン型のボードによる一層制マネジメント・システムと異なる点は、ドイツでは取締役会が、監督を任務とする監査役会から機能上また人事上、厳密に切り離されていることである¹³⁾。監査役会の専門化が進むことにより、持続可能な企業運営に鑑みて、監査役会は企業運営に対し、誠実性と価値観に則した要求を確実に強めることになる。

5. 企業の誠実さに留意するコンサルティング業務への影響

テーゼとして上記した展開が、実際にドイツの企業の誠実性への留意度を高めることになるならば、誠実さと価値観を基盤とするコンサルティング業務にも、個別企業向けの誠実性文化開発プロセスの構想と実現という枠組みにおいて、付加を創出する多くのアプローチが生じることになる。

そこで具体的な手がかりとなるのは、2009年3月26日に連邦議会が

13) 厳密な機能分離の利点については以下を参照。

フレートムント・マーリク：(正しいコーポレート・ガバナンス。効果的な企業監督で複雑性を克服する。)フランクフルト・アム・マイン、ニューヨーク、2008年、20頁以下

Malik, Fredmund: Die richtige Corporate Governance. Mit wirksamer Unternehmensaufsicht Komplexität meistern, Frankfurt/Main, New York 2008, S.20 ff



可決した会計基準近代化法である。ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの基本的な柱が、同法においては大きく強化された。今後は、資本市場で資金調達する企業の取締役の持つ役割として、リスク管理、社内コントロール・システム、場合によっては内部監査の効果を担保することが明記される。結果として監査役会には、とくにこの分野において、定期的に取り締役会を監督する義務が明確に課される。

このような新たな義務付けにより、取締役と監査役の持つ利益関心事項に変更が生じるため、そこからは企業サポートのための多彩なアプローチが生まれる。以下に誠実さと価値観に留意するコンサルティング活動の例を掲げる。

- ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コーデックス¹⁴⁾の推奨事項に沿った形での、監査役会の活動評価の実施。
- 企業全体に及ぶ価値観に基づいた理想像、行動規範、テーマ別の行動規則の作成とレビューのサポート。
特にこれに関わる(レビュー)ワークショップの立案と実施。
- コンプライアンス組織、内部監査、リスク管理に関して機能に応じた理想像作成のサポート。
- コンプライアンス・マネジメント・システムの立案と実現のサポート。
- 各企業に見合ったコンプライアンス監査およびコンプライアンス・マネジメント・システム実施に関する評価と効果向上のため

14) フレートムント・マーリク：(正しいコーポレート・ガバナンス。効果的な企業監督で複雑性を克服する。)フランクフルト・アム・マイン、ニューヨーク、2008年、209頁以下参照

Malik, Fredmund: Die richtige Corporate Governance. Mit wirksamer Unternehmensaufsicht Komplexität meistern, Frankfurt/Main, New York 2008, S.209 ff



の(レビュー)ワークショップ、社内コントロール・システム、内部監査、リスク管理の立案と実施のサポート。

- コンプライアンス・マネージメント・システム、社内コントロール・システム、内部監査、リスク管理の効果改善の糸口を探るための当該企業向けのベンチマーク分析の実施。
- 企業における誠実性に関する企業別各種調査の立案、実施、分析¹⁵⁾。
- 誠実さに目を向けた賃金体系の構築と実施のサポート。
- 国際基準に合致する企業の社会的責任関連活動について、企業の価値観に則した決定、評価、認証¹⁶⁾のサポート。

これらの活動が孤立して行われるものではなく、誠実さや価値観に基づいた企業文化の発展の要素として連続的なプロセスであると理解されるならば、これは将来重要なコンサルティング業務の糸口となる。そこでは、ホーリスティックで、価値観により牽引され、成熟度に目を向けるガバナンス・マネージメント・システムを立案し、恒常的に調整し実施するためのサポートが行われることになる。そのようなガバナンス・マネージメント・システムは、リスク管理、社内コントロール・システム、コンプライアンス・マネージメント・システムを堅固な形で取り入れてゆくものだ。

15) 企業文化の評価に関する方法上のアプローチについては以下を参照。
ベルテルスマン財団(編)：(アセスメント、エバリュエーション、インプルーヴメント。企業文化を通じた成功。)ギュートアスロー、2006年
Bertelsmann Stiftung (Hrsg.): Assessment, Evaluation, Improvement: Success Through Corporate Culture, Gütersloh 2006

16) 具体的な実践例については以下を参照。
ビルギット・リース、カロリン・ヴェルツェル、アルヴェド・リュート：(責任を持って行動する。企業のためのCSRハンドブック)ヴィースバーデン、2008年
Riess, Birgit; Welzel, Carolin; Lüth, Arved: Mit Verantwortung handeln. Ein CSR-Handbuch für Unternehmer, Wiesbaden 2008



6. 誠実さを志向する企業運営 価値観の持つ役割

ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの改善に向けた立法イニシアチブと、前述した、個々の企業に合わせた発展プロセスを支援するような企業コンサルタントの活動は、最終的には、誠実で持続可能な企業運営を促進することにつながる。その際「上からの声(Tone from the Top)」が常に決定的な重要性を持つということに、学会とコンサルティング産業との間にはすでに幅広い意見の一致が見られる。しかし、具体的にはそれは何を示しており、誠実さを志向する企業運営の条件とは、どのように表現されるものなのか？

例えば「エンロン」事件に見られたような、企業において明らかに間違った進展があれば、誠実さを志向する経営によって対処する度合いを高めなければならない。その際、「シェアホルダー・バリュー」を最大限に引き上げることにのみ注力する結果、視野が狭まることに対しては、ステークホルダーの立場から諸次元について見ることで対処する。誠実さを志向する経営陣に決定的に必要とされているのは、人格と姿勢、そして経営陣の役割に関わる理解である。誠実で責任ある経営をそのように理解するならば、とりわけ企業経営陣が人として反省と改善への用意を持つことが従来よりも遥かに強く要求されることを意味する。その結果として、すでに経営陣に対する古典的助言形態となっているコーチング¹⁷⁾、スーパービジョン¹⁸⁾、チーム開発¹⁹⁾へのコンサルタント需要

17) ヴォルフガング・ロース：(内輪で)第四版、ランツベルク/レヒ、1997年
Looss, Wolfgang: Unter vier Augen, 4.Auflage, Landsberg/Lech 1997

18) フェルディナント・ブエル：(スーパービジョン教則本)ミュンスター、1999年
Buer, Ferdinand: Lehrbuch der Supervision, Münster 1999.

19) マンフレート・ゲラート、クラウス・ノヴァーク：(チームワーク・チーム開発・チーム助言・～チーム内、チーム単位のワークのための実用書)メーツェン、2002



は今後も高まることが予想される。

最近出された幾つかのアプローチは、さらに一步先へ進み、価値観に則った企業運営と、企業活動による価値創出との結びつきの強化を重要視し、これを企業活動の本来的な成功であるとするものだ。次に紹介するのは、クラウド・オッター・シャーマーが「U理論」として提出し、個人的、社会的なイノベーション・プロセスの原則的な特徴を説明しようと試みたものである²⁰⁾。「U理論」は、マサチューセッツ工科大学におけるシャーマーの長年にわたる研究成果を基盤としている²¹⁾。この研究では、社会の諸分野における多くの重要な革新者に対して聞き取り調査を行い、どのようにして「新しいもの」が世に出るのが探られた。

U理論・クラウド・オッター・シャーマー (2007年)

1. ダウンローディング

年参照

Gellert, Manfred; Nowak, Claus: Teamarbeit – Teamentwicklung – Teamberatung. Ein Praxisbuch für die Arbeit in und mit Teams, Meezen 2002.

20) 以下も参照されたい。

カール・ヴァイク、キャスリーン・サトクリフ：(予期せぬ出来事を管理する・～企業が極限状態から学ぶこと。)シュトゥットガルト、2003年

Weick, Karl; Sutcliffe, Kathleen: Das Unerwartete managen. Wie Unternehmen aus Extremsituationen lernen, Stuttgart 2003.

21) クラウド・オッター・シャーマー：(U理論・～将来のイメージからリードする)ケンブリッジ、M.A. 2007年およびクラウド・オッター・シャーマー、カトリン・コイファー：(無のキャンパスからリードする・～ソーシャル・テクニクとしてのプレゼンシング)『組織開発』2008/2号、4-11頁

Scharmer, Claus Otto: Theory U. Leading from the Future as It Emerges, Cambridge, M.A., 2007 und Scharmer, Claus Otto; Käufer, Katrin: Führung von der leeren Leinwand. Presencing als soziale Technik, in : OrganisationsEntwicklung Nr. 2/2008, S.4-11.



2. シーイング
3. センシング
4. プレゼンシング
5. クリスタライジング
6. プロトタイピング
7. パフォーミング

その結果として導き出されたのは、7ステップにおよぶイノベーション・プロセス(U理論)である。その個々のステップについて、ここでのテーマである「銀行の運用助言の誠実さ」に照らし合わせて見てゆきたい。

起点となるのは、「ダウンローディング」というごく普通の状態である。この状態においては、個人的にも集団的にも、過去の経験から導かれ頭の中にあるモデルが評価の形で再生される。現状の不十分な運用助言形態を念頭においてみると、おそらく銀行のトップはここで「誰もがそうしている。いつもそうしてきた。これでなければならない。」という評価を下すことになる。この状態においては、複雑な世界は極端に簡素化されるため、個人や集団の行為能力は増すことになるかもしれないが、ここからはイノベーションは期待できない。

過去に目を向けた評価(「判断の声」“voice of judgement”)を一旦停止することができるならば、第二のレベルとして、「シーイング(見ること)」の状態に到達できる。この状態においては、現象は評価を受けることなく(新たに)知覚される。シャーマーはこれを「オープン・マインド」とよぶ。運用助言のケースで見てみよう。現在提供されている



運用助言について多くの顧客の内にくすぶる不満や信頼感の欠如が、ある種の驚きを持って、問いの姿勢を伴いながら新たに知覚されることになる。それにより、個人的な開放プロセスへの第一ステップが生じたことになる。

次のステップは、シャーマーが「センシング」と呼ぶものだ。個人はこの状態において、向かい合っている者への共感を通じて、傾向として外部の見方を自分のものとすることができる。運用助言では、収益中心主義の要求に応えなければならない助言者の諦念が、同時に「外から」自分の目に入りこみ、再び、新たに感じ取られることになる。それにより内的空間が広がり、個人的・集団的な解放プロセスが強化される。共感能力の前提条件として、シニカルでないことがある。シャーマーはその意味でもこれを「オープン・ハート」と称している。

次のステップは、「プレゼンシング」と呼ばれる形態で、ここからはイノベーションが生まれる可能性が生じる。前提条件として、「私自身とは?」、「私の仕事は何か?」という、個人的なイノベーション・プロセスの触媒機能を持つ問いかけに、個人が真摯に立ち向かわなければならない。しかしここでは、新しいものための空間が創出されるよう、古いものを手放す勇気も必要だ。シャーマーは、「オープン・ウィル」とこれを呼ぶ。具体的には、持続可能な運用助言のためのインセンティブシステムの、開発と導入の着手を推進することが上げられよう。

シャーマーは、ここに紹介したU理論のプロセスを用いて、チームの社会的学習を説明している。社会的なイノベーション・プロセスが成功するために必要な条件としては、誠実さと価値観を志向する(企業)文化が必要である。そのような学習プロセスの具体的形成は、あらゆる個別のケースにおいて、変革管理²²⁾の分野で専門能力を有する企業コン



サルタントにとって当然ながらチャレンジングな課題となる。

7. まとめ

金融市場危機が国民に認識されるとともに、社会的市場経済、そしてそこで中心となって活動するプレーヤーへの信頼が失われ、名声も大きく失墜した。今後は、メディア、政界、国民、そして企業の指導者自身が、誠実さや持続可能性の観点により大きく注意を払うようになるであろう。企業の誠実さに関心を置く企業コンサルタントにとってそれは、誠実さと持続可能性を志向する企業文化の構築のため、企業それぞれのプロセス(“Learning Journeys”)に見合ったコンセプト立案と実施のサポート分野で、コンサルティング業務の多彩なアプローチが展開されることを意味する²³⁾。

22) ゲアハルト・ラインヴェーバー、ハネス・ピーバー：(変革管理プロセス)フリードリヒ・グラースル、トルーデ・カルヒャー、ハネス・ピーバー(編)『専門的プロセス助言』ベルン、2005年、340-379頁
Leinweber, Gerhard; Piber, Hannes: Change-Management-Prozesse, in: Glasl, Friedrich; Kalcher, Trude; Piber, Hannes (Hrsg.): Professionelle Prozess-Beratung, Bern 2005, s. 340-379.

23) 実際のケースを描写したものとして以下を参照されたい。
マティアス・ヴェント：『より少ないことはより多いこと。価値観マネジメントとヒルティ社における予算不要論の導入』ベルテルスマン財団(編)：『企業における価値観マネジメントと価値創出。国際的に成功する企業のケーススタディ』ギューターロー、2008年、57-72頁より。コンプライアンス管理システム、社内管理システム、内部監査、リスク管理の効果評価および改善に向けた、個別企業コンプライアンス監査と(レビュー)ワークショップの立案と実施。
Wendt, Mathias: Weniger ist mehr – Wertemanagement und Einführung von Beyond Budgeting bei Hilti, in: Bertelsmann Stiftung (編): Wertemanagement und Wertschöpfung in Unternehmen. Fallstudien international erfolgreicher Unternehmen, Gütersloh 2008, s. 57-72. Unternehmensspezifische Konzipierung und Durchführung von Compliance Audits und (Review-)Workshops zur Evaluierung und Verbesserung der Effektivität der Umsetzung des Compliance Management Systems, des Internen Kontrollsystems, der Internen Revision und des Risikomanagements.



参考文献

- ディルク・ベッカー：「次社会研究」フランクフルト・アム・マイン、2007年
Baecker, Dirk: Studien zur nächsten Gesellschaft, Frankfurt/Main 2007.
- ベルテルスマン財団(編)：「アセスメント、エバリュエーション、インプルーフメン・～企業文化を通じた成功」ギュータースロー、2006年
Bertelsmann Stiftung (ed.): Assessment, Evaluation, Improvement: Success Through Corporate Culture, Gütersloh 2006
- フェルディナント・プエル：「スーパービジョン教則本」ミュンスター、1999年
Buer, Ferdinand: Lehrbuch der Supervision, Münster 1999.
- ドイツ福音協会：「福音から見た企業の行為」第二版、ギュータースロー、2008年
EKD: Unternehmerisches Handeln in evangelischer Perspektive, 2. Auflage, Gütersloh 2008.
- マンフレート・ゲラート、クラウス・ノヴァーク：「チームワーク・チーム開発・チーム助言・～チーム内、チーム単位のワークのための実用書」メーツェン、2002年
Gellert, Manfred; Nowak, Claus: Teamarbeit – Teamentwicklung – Teamberatung. Ein Praxisbuch für die Arbeit in und mit Teams, Meezen 2002.
- ミュール・カプティーン：「誠実さを伴う経営の6原則・～読者のための実践的ガイド」ロンドン、2007年
Kaptein, Muel: The 6 Principles of Managing With Integrity. A Practical Guide for Leaders, London 2007
- ゲアハルト・ラインヴェーバー、ハネス・ピーバー：「変革管理プロセス」フリードリヒ・グラスル、トルーデ・カルヒャー、ハネス・ピーバー(編)『専門的プロセス助言』ベルン、2005年、340-379 頁より。
Leinweber, Gerhard; Piber, Hannes: Change-Management-Prozesse, in:



Glasl, Friedrich; Kalcher, Trude; Piber, Hannes (Hrsg.): Professionelle Prozessberatung, Bern 2005, S. 340-379.

- ヴォルフガング・ロース：「内輪で」第四版、ランツベルク/レヒ、1997年
Looss, Wolfgang: Unter vier Augen, 4. Auflage, Landsberg/Lech 1997.
- トーマス・マーク、ペーター・ウルリヒ：「誠実な企業運営・～経済の実践上、倫理的指標となる知識」シュトゥットガルト、2007年
Maak, Thomas; Ulrich, Peter: Integre Unternehmensführung. Ethisches Orientierungswissen für die Wirtschaftspraxis, Stuttgart 2007.
- フレートムント・マーリク：「正しいコーポレート・ガバナンス・～効果的な企業監督で複雑性を克服する」フランクフルト・アム・マイン、ニューヨーク、2008年
Malik, Fredmund: Die richtige Corporate Governance. Mit wirksamer Unternehmensaufsicht Komplexität meistern, Frankfurt/Main, New York 2008.
- クラウス＝ペーター・ミュラー：「永遠の問いと最終的価値観・～企業戦略と企業の理想像は何を重要とすべきか」アイヒシュタット討論会における講演。2008年11月7日。BKUグリーンページ・第77号、1-4頁より。
Müller, Klaus-Peter: Ewige Fragen und letzte Werte – Welchen Sinnhorizont brauchen Unternehmensstrategien und Unternehmensleitbilder? Vortrag bei den Eichstätter Gesprächen am 7. November 2008, in: bku Grüne Seiten Nr. 77, S. 1-4.
- アントン・ラウシャー：「カトリックの社会学・～我々の社会的秩序にとって持つその意味と今日の課題」ヨーゼフ・ヘフナー枢機卿追悼講演。2008年10月19日、ケルン
Rauscher, Anton: Die katholische Soziallehre – Ihre Bedeutung für unsere gesellschaftliche Ordnung und ihre heutigen Herausforderungen. Vortrag anlässlich des Jahrgedächtnisses von Joseph Kardinal Höffner am 19. Oktober 2008, Köln.
- ビルギット・リース、カロリン・ヴェルツェル、アルヴェド・リュウ



ト：「責任を持って行動する・～企業のためのCSRハンドブック」
ヴィースバーデン、2008年

Riess, Birgit; Welzel, Carolin; Lüth, Arved: Mit Verantwortung handeln. Ein CSR-Handbuch für Unternehmer, Wiesbaden 2008.

- クラウス・オットー・シャーマー、カトリン・コイファー：「無のキャンバスからリードする・～ソーシャル・テクニクとしてのプレゼンシング」『組織開発』2008/2号。4-11頁より。

Scharmer, Claus Otto; Käufer, Katrin: Führung vor der leeren Leinwand. Presencing als soziale Technik, in: OrganisationsEntwicklung Nr. 2/2008, S. 4-11.

- クラウス・オットー・シャーマー：「U理論・～将来のイメージからリードする」ケンブリッジ,M.A. 2007年

Scharmer, Claus Otto: Theory U. Leading from the Future as It Emerges, Cambridge, M.A., 2007.

- カール・ヴァイク、キャスリーン・サトクリフ：「予期せぬ出来事を管理する・～企業が極限状態から学ぶこと」シュトゥットガルト、2003年

Weick, Karl; Sutcliffe, Kathleen: Das Unerwartete managen. Wie Unternehmen aus Extremsituationen lernen, Stuttgart 2003.

- マティアス・ヴェント：「より少ないことはより多いこと・～価値観マネジメントとヒルティ社における予算不要論の導入」ベルテルスマン財団(編)：『企業における価値観マネジメントと価値創出。国際的に成功する企業のケーススタディ』ギューターズロー、2008年、57-72頁より。

Wendt, Mathias: Weniger ist mehr – Wertemanagement und Einführung von Beyond Budgeting bei Hilti, in: Bertelsmann Stiftung (Hrsg.): Wertemanagement und Wertschöpfung in Unternehmen. Fallstudien international erfolgreicher Unternehmen, Gütersloh 2008, S. 57-72.

- ヨーゼフ・ヴィーラント：「CSRとグローバル化・～企業の社会的責任について」ミヒアエル・パウアーマン、マルクス・ベックマン、トーマス・ベシヨールナー、ルドガー・ハイトブリック、アルフレー



ト・ヒルシュ(編)：『市場経済の原則としての責任。道徳と経済の関係について』 フランクフルト・アム・マイン、ニューヨーク、97-115頁より。

Wieland, Josef: CSR und Globalisierung – Über die gesellschaftliche Verantwortung von Unternehmen, in: Baumann, Michael; Beckmann, Markus; Beschoner, Thomas; Heidbrink, Ludger; Hirsch, Alfred (Hrsg.): Verantwortung als marktwirtschaftliches Prinzip: Zum Verhältnis von Moral und Ökonomie, Frankfurt/Main, New York 2008, S. 97-115.



著者紹介

クラウド＝ミヒアエル・アルメンディンガー (Dr.)

Dr. Claus-Michael Allmendinger

株式会社レルフスWP パートナー会計事務所・取締役、ハンブルク

ハインリヒ・ハージス

Heinrich Haasis

ドイツ貯蓄銀行協会・会長、ベルリン

トーマス・ヨルベルク

Thomas Jorberg

GLS銀行筆頭取締役、ポッフム

イエンス・ペーターセン (Dr.)

Dr. Jens Petersen

有限会社レルフスMCパートナー経営コンサルティング・執行役員、
ハンブルク



フベルトゥス・プリムス

Hubertus Primus

商品テスト財団・出版部長および執行役員、ベルリン

ノルベルト・ヴァルター (Prof. Dr.)

Prof. Dr. Norbert Walter

株式会社ドイツ銀行グループ・主任エコノミストおよびドイツ銀行
リサーチ所長、フランクフルト・アム・マイン

マティアス・ヴェント

Mathias Wendt

KPMG アドバイザリー部門・マネージャー、ケルン

Soziale Marktwirtschaft



社会的・エコロジー的市場経済

Dr. ディーター・W・ベネッケ(ダブリン)

 Konrad
Adenauer
Stiftung





社会的・エコロジー的市場経済

Dr. ディーター・W・ベネッケ(ダブリン)

I. 導入

市場経済が社会の重要問題に配慮し、社会的であることを望むなら、そして環境危機に関する今日の認識に当てはめるならば、必然的に、市場経済は「エコロジカル」でなくてはならないことになる。しかし、だからといって、ドイツのトレードマークである「社会的市場経済」を軽薄なものにしてはならない。市場経済を形成する上で、環境的な要素は経済的要素や社会的要素と同等に並ぶが、効率的な経済・社会政策なくしてはその効果を発揮することはできないのだ。

80年代までは「政治」体制間の競争が存在した。その頃は、ソビエト型や中国型の社会主義的計画経済を擁する社会の方が、資本主義的特徴をもつ市場経済に生きる社会より、国民にとってより良く、より公平なのではないかと問われていた。ソビエト連邦の崩壊後、様々なバリエーションの違いはあるが、市場経済型モデルが勝利をおさめた。そして今



問われているのは、どのような種類の市場経済が「経済的」「社会的」に最も効率的かつ最も「エコロジカル」であるかということである。

グローバル化は全世界のコミュニケーションプロセスを著しく加速化し、他国の出来事に関する情報は大幅に拡大した。以前であれば、外界から孤立し、情報へのアクセスを国民の一部だけに制限し、外国の競合相手に対する関税やその他の差別的な施策をとれば、国内経済を保護するのは比較的容易いことだった。また、環境被害を考える者もほとんどいなかった。今日、その定義上意見の多様性や情報の自由を保障している民主主義政府は、国民を外界から隔絶する術をもたず、またそれを望むものでもない。独裁的かつ全体主義的政府でさえも、強力な弾圧によってしかグローバルな情報の流れをとめることはできない。

このような開かれた情報の世界では、国同士の「経済」競争を先鋭化し、最大の成功を約束する経済システムが探し求められるようになった。その際、国内レベルでは長い間以下の二点が問題となっていた。

1. いかにして国の豊かさを増し、国民の教育水準をあげることができるか。
2. できるだけ多くの人々が恩恵を受け、最低限の社会保障が達成できるように経済成長と知識の増加を社会に分配するにはどうしたら良いか。

市場経済のもたらす最高の効果を求める競争において、経済活動に環境適合性があるかどうかは益々重要な問題となり、まもなく経済システムの成果を測る第三の尺度として認定されるだろう。



可能性の範囲内で最善とされる経済・社会モデルについての議論では、実際のところ、権威主義的政府と結びついた中央計画経済の理論的な過激さを一方に置き、もう一方には非常に自由主義的な民主主義政府と結びついた自由市場経済を置くという形では、もはやなくなっている。むしろ、大多数の国で応用されている経済モデルは、新自由主義的あるいは新保守主義的バージョンと、社会主義的・市場経済的バージョンの間の狭い枠内で動いている。ふたつのモデルの間に位置するのが社会的市場経済であり、やはり同じように様々な国で様々な現れ方をしている。ここで注意すべきことは、これらの経済・社会システムは理論的に可能な範囲内でのひとつのポイントではなく、景況や政府の方向性によって右や左に変動し得るひとつのエリアだということだ。

例えば、失業率が高くなれば、国は完全雇用の時期(モデルは右へと動く)より積極的に活動するだろう(モデルは左へと動く)。インフレ率が上昇すれば国あるいは政府の委託によって活動する中央銀行は、市中銀行の貸出金利や所要準備額を引き上げる(モデルは左へ動く)が、物価の安定化が進めば再び引き下げる(モデルは右へ動く)。環境保護、再生可能エネルギーの開発、移民、医療制度、社会保障、労働市場、外国貿易、学術研究、その他経済的に重要な要因に目を向ければ、経済モデルのこういった動きを示す例はまだいくらかでも挙げられる。

欧州連合(EU)では、各国政府が社会指向の市場経済を選択したが、地中海型モデル(例えばギリシャ、南イタリア)、アングロ・アイリッシュ型モデル(例えば英国、アイルランド)、大陸型モデル(例えばドイツ、フランス)、北欧型あるいはスカンジナビア型モデル(例えばフィンランド、スウェーデン)といった違いは存在する。各モデルを区別する基準として、国の影響力、税制、労働市場の柔軟性やその他の要因について議論されている。この社会的市場経済システムは政府や市民社会や個人



の影響を受けるという点で、社会主義的な市場経済とは異なる。

II. 社会的市場経済の目標

社会的市場経済によってめざすべき目標は三つある。ひとつは経済的目標、ひとつは福祉に役立つと同時に社会性のある目標、そしてもうひとつは環境に関わる目標である。

1. 万人のための豊かさ

どこの国にも、他の者より裕福な人間は存在するだろう。社会的市場経済で万人のための豊かさと言え、それは豊かさの創出にできる限り多くの国民が参加し、労働によって尊厳ある暮らしができる程度の豊かさを創るという意味である。つまり「万人のための豊かさ」とは、すべての国民が裕福であるとか、あるいは同様に豊かでなくてはならないということではなく、すべての国民が「妥当な生活水準」に達していかなくてはならないということだ。そのためには、経済全体が「成長」する必要がある、成長は投資によって実現できる。また、国民が節約の意思を明確にもっているか、あるいはインセンティブによって節約の意思を促さねばならないが、いずれにしても「マネー価値の安定」が維持されていないと意味がない。確かに、一時的には融資によっても投資を賄うことはできるが、もちろん後に返済する必要がある。大多数の個人はそのことを自覚しているが、国はそうはいかないことも多く、国民の負担の上に借金を重ねる。

過去30年の様々な債務危機が示すように、国の借金が大きくなりすぎると国はその発展の過程を逆戻りすることになる。「財政均衡」とは、



国の経常支出が税収やその他の歳入によってカバーされていること、そして、債務は投資の一時的な資金繰りのためにだけ許されるべきことを意味する。

成長をもたらす決定的な要素は「イノベーション」だ。私を知る限り、既存の生産物の生産量を増やしただけで5%以上の実質成長を達成できた国はない。アジアで特に印象的な例は日本、台湾、韓国、シンガポールで、80年代半ば以降は中国、インドが良い例である。そしてまた、「ベトナムの虎」もアジアの同胞たちに加わった。イノベーションとは、市場を開拓する新しい製品と、コストを削減し、ひいては競争力を高めてくれる新たな生産プロセスのことである。

働く能力のある国民がひとりでも多く仕事をもてば、多くの人々が豊かさを手にするチャンスもそれだけ大きくなる。言葉通りの厳格な意味での「完全雇用」が達成されることはまずほとんどあり得ない。というのも、労働を多く提供するセクターとあまり提供しないセクターが、いつもかならず存在するからだ。そのため、被用者と企業家には高い柔軟性と相応のモビリティが求められる。通常、完全雇用とは失業者の割合が労働力人口の4%以下のことをいう。

豊かさを創出するには、自国のことだけを考えていては収まらない。むしろ「国外市場」も開拓し、さらには輸入によって、他国の比較優位を自国の経済のために利用しなくてはならない。そして、このような傾向が中国の経済特別区で見られたのは非常に興味深い。輸出は豊かさを増す。なぜなら、輸出がさらなる所得を生むからである。輸入は豊かさを増す。なぜなら、輸入がさらなる製品を国にもたらし、国内価格を圧迫することで実質所得を上昇させるからである。それ相応の資本輸入や資本輸出を伴わない大規模な輸出超過あるいは輸入超過は、経済全体の均



衡を損ない、ひいては国民の豊かな暮らしも脅かすことになる。

これらの目標を実践に移し、不均衡が生じた場合には即座に対処するのが政治の技というものである。もちろん、社会的市場経済でめざすべき目標は、豊かさの創出だけではなく、手に入れた豊かさを妥当に分配することでもある。増大する豊かさの恩恵を一部の国民しか受けられなかったり、あるいは、ある特定の地域が他の地域の水準からかけ離れて豊かになってしまうと、現在の中国のように、遅かれ早かれ社会的な衝突を招くことになる。豊かさの増大が競争の自由な力に委ねられている場合、国民が豊かな地域に殺到し、打ち捨てられた地域にダイナミズムの要素がなくなってしまうのを避けたいのなら、国家はそれ相応の地域政策によって調整をはからなければならない(グンナー・ミュルダール「逆流効果(back wash-effect)」)。

2. 社会的公正

社会的(sozial)というドイツ語は、ひとつには「思いやりがあり、世話が行き届いていること(fürsorglich)」を意味し、もうひとつには「公共としての社会や団体としての社会のこと」(gesellschaftlich)を意味する。したがって、社会的公正(Soziale Gerechtigkeit)とは、自助が及ばない人々のための救済措置を含めた目標である。また、社会的公正とは、社会が公正であると国民の大多数が感じるということでもある。人はそんなことは夢物語だと考えるかもしれない。というのも、私達人間は法の前では誰もが平等だが、それぞれの能力や主張はまったく異なっているからだ。

すべてを監視する国家への批判(『1984』偉大な兄弟があなたを見守っている)で有名な英国の作家ジョージ・オーウェルは、ソビエト革



命における平等を皮肉った小説『動物農場』を著した。この小説の中では、人間の農場主が利益を搾取していると動物が批判し、人間を農場から追い出す。農場の「政府」は特に賢いとされている豚が引き継ぐ。豚はまず、納屋に書かれた「すべての動物は平等だ！」というスローガンを掲げて、農場のすべての動物たちの連帯を呼びかける。ナポレオンという、いかにもそれらしい名前をもつ農場の指導者は自分の権力を固めた後、「すべての動物は平等だ」というスローガンに「しかし、ある動物は、ほかのものよりもっと平等である」とつけくわえさせた。

しかし、能力のある安定した社会を望むのならば、私達はできるだけ多くの場で平等を実現できるよう努力しなくてはならない。そのために最も有効なツールは教育である。ここでも確かに、すべての者が同じだけの学習意欲があるわけでも、学習能力があるわけでもない。また、誰に対してであれ、もっと学習するようにと強制することもできない。しかし、社会にとって重要なことは、教育への門戸が開かれていて、物質的な要因によって可能性が制限されないということである。各国の教育水準を比較するPISA調査(OECDによる生徒の学習到達度調査)は教育程度と経済的ダイナミズムの間に明らかな相関関係があることを立証している。

3. 環境適合性

80年代になって、社会的市場経済の経済的・社会的目標に、環境を考えたエコロジカルな目標がくわわった。これまでも廃棄物・排水処理問題といった環境汚染の問題を、社会にとって重要な目標の中に盛り込んでいたが、オゾンホールや気候変動によって、環境問題は経済や社会にとって改めて大きな意味をもつようになった。



初めは被害の抑制として捉えられていたものが、そのうちに経済ファクターにも発展していった。その上位に挙げられるのが、ソーラー電池、風力発電所、バイオ燃料といった代替エネルギー源の開発や、リサイクルリングやフィルター製造等といった汚染の回避あるいは少なくとも汚染を抑制するメソッドの開発である。つまり、大規模な成長のチャンス秘めた新たな市場がここに開拓されたのである。米国とブラジルが接近した生物燃料問題では、大衆迎合的な新社会主義者であるヴェネズエラのウゴ・チャベス大統領がキューバのフィデル・カストロ議長やブラジルの「土地なし農民運動(MST)」とともに、バイオ燃料生産用の植物栽培は小農から食料生産のための土地を奪ってしまうとして、バイオ燃料に反対するキャンペーンをスタートさせた。しかし、チャベス自身は石油の豊富なヴェネズエラで、バイオ燃料生産用に8プラントを建設している。

中には、国際的な圧力によって環境保護の要件を顧みる姿勢に加速度がついた国もある。ここでは、温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に1990年比で5.2%削減すると謳う京都議定書(1997年にCO₂排出量の55%を占める55カ国が決議し、2005年に発効。今日は169カ国が署名しているが米国と中国は参加していない)が重要な役割を果たしている。しかし今では、欧州は地球温暖化をとめるにはこの数値では少な過ぎるという認識に至っている。そこで、ドイツのイニシアチブによって成立した欧州連合(EU)閣僚理事会の最新決議では、2020年までに温室効果ガスの排出量を20%削減し、再生可能エネルギーによる供給を20%にあげるとした。

経済的目標と社会的目標と環境的目標を調和させるには、非常に巧みな政治手腕と国、企業、労働組合、消費者という経済主体間の十分な話し合いが必要である。しかし、もう一度ここで強調しておきたいが、



環境的な目標は強い経済と社会の均衡があって初めて実現できるのである。喜ばしいことに、先日終了した国民議会でのように中国でも、アル・ゴアの映画でも分かるように米国でも、環境保護に積極的に参加しようという声や、汚染排出権の売買システム(排出量取引)に参画しようという声が高まっている。

III. 社会的市場経済の源

社会的市場経済とは秩序政策的コンセプトであり、明白な原則のもとに進められる。そういう意味では、進路の定まらない経済政策とは正反対に、信頼性のある枠組み条件を経済の主体に提供してくれる。

このような秩序政策的コンセプトは天から降って来るものではなく、科学的な分析、倫理原則、企業家の行動と政治行動、プラスやマイナスの経験による学習プロセスといったものすべての集大成なのである。

社会的市場経済は長きに渡る学術議論が結実して生まれたもので、1949年にドイツでその名を与えられた。「マンチェスター学派の資本主義」、英国やドイツの産業化、革新の大きな波、19世紀の労働者たちの悲惨な状態。こういったものが、代替概念を分析し、発展させるのに十分な材料を学者や政治家に与えた。

著者のアダム・スミスと結びつけて語られる経済自由主義思想は、豊かさと技術の進歩をもたらしたはしたが、国民の広い層が抱えていた社会的問題が、プロレタリアートの革命によって進歩を再び破壊しようと脅かした。カール・マルクスは社会的問題とその原因を認識してはいたが、「収奪者の収奪」を呼びかけたマルクスの解決案は19世紀の政治家



にとっては全く受け入れ難いものだった。マルクスが資本主義を認めていたことを、歴史的には取るに足りないことと見ることもできるだろう。ロシアやインドの社会主義者に、どうしたらそれぞれの国で社会主義を実現できるか尋ねられた時、マルクスは資本の集積と産業化は社会主義にとって必要な前提条件だと答え、そうでなければ革命を起こそうとするプロレタリアートは存在せず、社会主義国家は社会の課題に取り組むための富を得ることができないからだと説明した。

社会主義者の気勢をそごうとする保守派の政治家たちにとっても、19世紀の社会の苦境が行動のきっかけとなった。ドイツ帝国宰相のオットー・フォン・ビスマルクは1880年代に労働者を保護する極めて進歩的な法律をつくった(社会保険、健康保険、失業保険)。

さらに、慈善事業だけではなく、「カトリック社会論」や「プロテスタントイズムの倫理」によって経済や社会のデザイン・コンセプトをつくった教会の貢献もあった。

社会的市場経済のコンセプトをつくるのに最も貢献したのは学術である。というのも、19世紀の社会主義者のテーゼは社会学者にとっては挑戦的な課題だったからだ。つまり、技術が進歩し、企業家がダイナミズムを得るのに必要な余裕を与える一方で、富と権力が一握りの人間に集中しないよう回避する、代替コンセプトを案出するという課題だ。「ウィーン学派」(例えばベーム＝バヴェルク、シュンペーター)の分析の上に組み上げる形で、「フライブルク学派」の教授たち(フォン・ハイエク、レプケ、オイケン等)がいわゆるオルドリベラリズムと呼ばれる、社会的責任を果たしながら個人が自由に行動するための「秩序」を作り上げた。彼らは、



- 一方では自由市場と自由競争、個人の所有権と契約の自由に賛成し、
- もう一方では、経済力の集中、自由権の過度な行使、景気の過剰反応に反対した。

このように、社会的に許容可能な秩序の中で、個人に自由な発展を保障することが「オールドリベラリズム」と捉えられた。それは純粋に経済政策としてのアプローチを超えるものだ。なぜなら、歴史的にみて著しく希少な幸運を手に入れて「善意の独裁者」を見つけない限り、「社会的に許容可能な秩序」は多数決という民主主義のシステムによってしかつくれないからである。目標はすべての人間が同等になることではなく、すべての人間のためにスタートの機会を改善することであり、富の集中を避けたすべての人間のための豊かさであり、独占的市場や規制市場を排した機能力のある競争であった。

このように、社会的市場経済は経済秩序であると同時に、複数政党間での選挙を通して国民に繰り返し正しい道を問い直してゆく政治システムでもあるのだ。

20年代～30年代の経済危機と1939年～1945年の「戦時経済」体験、そしてウィーン学派とフライブルク学派による学術的認識が、第二次世界大戦後初のドイツ経済相ルートヴィヒ・エアハルトに影響を与え、「社会的市場経済」構想を実現させた。周知のように、成功以上に説得力のあるものはない。1952年～1990年のドイツと同じように、過去25年の間にも、各国が自国の経済の遅れや経済破壊を経済成功へと転じた素晴らしい例は数々ある。特に素晴らしい例として、欧州ではアイルランド、フィンランド、最近ではスロベニア、エストニアが、ラテンアメリカではチリ、アジアでは日本、中国、インド、ベトナム、そしてなに



より韓国、シンガポール、台湾が挙げられる。

経済の遅れを取り戻し、前に向かって飛躍するのは、それだけでも十分に難しいことだ。産業化と「前へ向って飛躍する」という試みに失敗した中国やラテンアメリカ諸国が良い例である。しかし、上に挙げた成功例からも分かるように、飛躍に成功したとしてもそのレベルを維持し、常に改善し続けるという、少なくとも同じくらい難しい問題を抱えることになる。多くの国が民営化や資源の販売によって一時的に好景気を実現したが、それだけでは持続可能な経済発展の基盤をつくったことにはならない。

社会的市場経済は経済興隆のモデルとしてだけでなく、安定した豊かさと比較的大きな社会的公正へ向う手助けともなる。このモデルはドイツにしか適さないわけではなく、多くの国で応用可能である。もちろん、ドイツの形をそのままコピーして成功が得られるわけではなく、ツールとしての使い方はそれぞれの国の状況に合わせて適応させる必要がある。

IV. 社会的市場経済の定義

社会的市場経済は原則に縛られてはいるが、同時に柔軟な経済システムであり、企業家のダイナミズム、消費者の高い意識、政治の柔軟性を強く求めるシステムでもある。国内では、社会の変化や国外からの様々な影響に、比較的迅速に反応することが求められる。このシステムは制度として、法治国家、民主主義秩序、利益団体によって守られている。法治国家、民主主義秩序、利益団体の目的は部分的には各々補い合い、部分的には相容れず、権力と対抗権力によって動きのある balan



ス、つまり変動するバランスを生み出している。あるいは生み出そうと模索している。ここでは特に、ソーシャル・パートナーシップが重要である。ソーシャル・パートナーシップとは社会的市場経済において労働条件、賃金、賃金付帯費、ひいては労働市場のあり方について自律的に決定する、企業家団体と労働組合の共同責任のことをいう。

以上のような社会的市場経済の動的プロセスは、次の三つの基本原則の中で動いている。

- 国民個人のパフォーマンス、モチベーション、自己責任。もちろん個人の経済状況や健康状態によってそれぞれのパフォーマンス能力は自ずと異なる。つまり、国民ひとりひとりが自分の能力に応じて、自分の個人的な健康や幸福、教育、老齢保障に責任を負う。高いモチベーションを維持するためには私有財産が重要であり、また、私有財産を自由に、社会的責任を自覚した上で利用することは、オープンな競争と同じように重要である。意外なことに、北京の全国人民代表大会でも私有財産を保護する決議が下された。
- 能力の弱い者のスタートチャンスやライフクオリティを改善するために、能力のある者や裕福な者に多くを要求する社会の連帯。それは例えば、高所得者が低所得者よりも多くを負担する税制や、給付請求権の利用状況に関係なく各人が共同出資する保険制度に生きている。その他、個人のパフォーマンス能力と競争力を団体の助けを借りて強化するために、労働組合や各種団体や同業組合を組織するのもその一環だ。
- 個人のパフォーマンスや連帯では問題解決に至らない場合に、支援と調整をするという意味で介入する、国家の補完性。ハリケーンや津波のような災害時だけでなく、景気が落ち込んだ時にもあ



てはまる。景気後退時には、例えば国が求償金を支払ったり、継続教育事業を提供することで失業率の上昇を緩和できる。社会保障の分野でも、社会の高齢化が原因で国民の個人責任やパフォーマンスだけでは社会保障制度を支えられなくなってきた場合に、補完性の原則が発動する。環境に優しい製品やプロセス開発のために補助金が出るのと同様に、「スタートアップ融資」としてこの分野にも国家の補助金が提供される。

個人の責任を補うのに最もふさわしい補完性と連帯のあり方を、国民と政府が見つけるためには高い柔軟性が必要であり、社会的市場経済が極めて高い柔軟性を必要とするオープンシステムであることが分かるだろう。社会が求め、実践する連帯が「大き過ぎる」と、「フリーライダー効果」やパラサイト行動といったシステムが急速にできあがってしまう。例えば失業保険の給付が入手可能な労働賃金より高い場合、「フリーライダー」が労働を拒否する傾向が現れる。これに対し、連帯が十分でない国民の中に貧困層が生まれてしまう。

典型的かつ著しく遺憾な例が、ラテンアメリカ諸国で見られる。ラテンアメリカ諸国ではめざましい経済成長の時期があったにも係らず、人口の10%が富の50%~60%を有するのに対し、人口の半分は国民所得の10%~15%しか有していない。中国でも、海岸地域のその中でも一握りの人間の富が国内の他の地域に比べて極端に大きく膨らみ、国内から移動して来た労働者が極めて安い賃金しか得られず、社会保障も不十分であるため、こういった問題は益々論議を呼んでいる。

連帯や個人のパフォーマンスとの関係で、補完性の原則にも似たような衝突が生まれるところがある。国が責任を担いすぎると、国民の自助の意欲を抑圧してしまうのだ。こうしてみると、中国の経済の遅れを



取り戻すために企業家にそれまで以上の自由を与えた鄧小平は非常に賢かった。もっとも、生活のあらゆる分野を規制していた工業コンビナートを解体し、それによって生まれる社会問題を回避するためには、それまで以上に連帯も優先するべきではあったが。

経済や社会の様々な利益グループと政治的な対話をし、民主主義選挙をおこなうことによって、三原則の相互作用のバランスが保たれているかどうか繰り返し確認しなくてはならない。かくて社会的市場経済は、アルフレート・ミュラー＝アルマックによると「競争のルールによって決まり、社会保障を備えにもつ経済秩序」と定義することができる。この経済秩序は完璧にはまずなり得ない。なぜなら、常に新しい知見と発展の光にあてて検証し、場合によっては調整する必要のある「オープンシステム」だからである。

特に重要で、比較的新しく認識された世の中の動きとして、グローバル化と環境汚染のふたつがある。グローバル化と環境汚染はシステムが負荷に耐えられるかどうかを証明するもので、このふたつに適切に対応するには、個人のモチベーションや、モチベーションに非常に強い影響を与える国民の学習意欲を強化する必要がある。また、連帯や補完性のツールを設定し直すことも必要である。専門家の中には、気候温暖化との関連でもうひとつ大きなチャレンジが待ち受けていると予想する者がいる。いうまでもなく、それはグローバル化との関連でも捉えるべき移民の問題である。

V. 社会的市場経済のための成功要因

社会的・エコロジ的市場経済はどここの国でも優秀な成果をあげる



ことができる。しかし、どんな経済システムにもあてはまることだが、国民の教育レベルと教育に対する意欲が決定的に重要であるのは言うまでもない。地下資源等自然の豊かさも助けになるかもしれないが、スイスの例が示すように、必ずしも必要な条件ではない。さらに、豊かさと社会保障を実現するためにはある特定の前提条件も必要である。

1. 枠組み条件の信頼性

安定していて独立的な法制度、個人の人権と社会的人権の尊重、政治決定への参加機会、政府の政策あるいは少なくとも行政にある程度の継続性があること。これらは経済主体が長期的な計画をするためになくしてはならない枠組み条件である。明白な枠組み条件がないと、個人の中には他の国民に負担をかけながら、社会における自らのメリットを確保しようとする者が出てくるだろう。経済主体は短期的な利益機会を優先して決断を下す。そのため、枠組み条件が短期間に頻繁に変化すると、社会政策的に責任意識をもって枠組み条件の形成に参加しようという意思も著しく低下する。ラテンアメリカでよくあることだが、政権が頻繁に交代すると、安定した枠組み条件が生まれず、ひいてはそれが原因で持続可能な発展も実現されなくなる。

枠組み条件の安定とはもちろん、一度見つけた枠組み条件に永遠に固執するという意味ではない。むしろ、枠組み条件の中で柔軟性を持ち、変化が可能なように気を配らなくてはならない。例えばグローバル化の過程で見られたように、新しい環境条件に対応するのが遅過ぎると、経済システムや社会保障の調整ができなくなるか、できても遅きに失することになる。調整が遅すぎると社会的コストが高くなる。ドイツが良い例である。ドイツでは12年もの間、労働市場や社会保険制度を柔軟にしようという努力があまりにもなさすぎた。70年代、80年代に



は枠組み条件が明確に定義されてはいたが、「社会的市場経済」というシステムに内在する、変化に対してオープンな特性に十分に注意を払う政治家はいなかった。

しかし、複数政党制民主主義では、独裁体制に比べてそれほど早くは物事に対応できない。民主主義的な採決の方法には時間がかかり、団体やロビーが自己のメリットに固執するからだ。諸団体によって制度化された経済(マンサー・オルソンが複数の国を対象にこのファクターを調査したものが『国家興亡論』である)は大きなタンカーのようなものだ。進路の変更にかかる時間は小さなヨットよりも遥かに長い。

2. システムと一致する国家の行動

社会的市場経済のルールを守らなくてはならないのは個人だけではなく、国家もまた同じで、多数決によって選ばれ、裁可された枠組み条件を尊重しなくてはならない。国有企業も競争に適応して行動しなくてはならないし、官僚機構は業績本位に構成され、効率的に活動しなくてはならない。国家は構造の多様性や個人の発展機会を守らなくてはならないし、介入する代わりにインセンティブを与え、補助金よりも予防的
社会政策(例えば職業教育の奨励)を優先し、直接的な分配措置よりも間接的な所得分配メカニズム(税、利子)を優先しなければならない。さらに国家は国民の自己責任を強化し、管理や決断の権限をできる限り独立機関にゆだねる意思がなくてはならない。

国家の行動がシステムと一致している典型的な例は、国による中央銀行の独立性の認定、労働組合と企業家団体の協約自治の認定である。また、独立性のある(しかし個々の企業は参加しなくてはならない)商工会議所、保険・金融分野の監督委員会、カルテル庁、その他公的機能を



担っているために国から部分的あるいは全面的に資金を得てはいるものの、機能の行使にあたっては国に依存しない独立機関に対して、管理機能や運営機能を委譲することも典型的な例である。

国家が特別な責任を担うべき分野は、環境に関わる問題である。確かに、国民は相応のコミュニケーションキャンペーンを通じて、どのように行動すれば環境に優しいか、どう行動しなくてはいけないかという情報を得ることはできる。しかし個人というものは、自分ひとりの行動は世界の気候にとってはとるにたりないものだと捉える傾向にある。社会的市場経済を環境に優しいものとするのであれば、国家は企業家や消費者たちに遵守事項を課し、遵守されているかどうかを監視しなくてはならない。

環境問題は比較的新しい現象なため、環境により良いプロセスに一時的に補助金が与えられるのは、社会的市場経済の原則にも合致する。現状ではまだ、石炭、ガス、石油といった伝統的なエネルギーは風力発電やバイオマスや地熱、ソーラー電池から得られるエネルギーよりも安価である。代替再生エネルギーがその価値を認められれば、徐々に損益分岐点に近づいてゆき、競争能力をもつようになる。つまり、環境保護は目下自由競争よりも重要だとされているのである。環境について進歩的なプロセスを国家が奨励することが分かっているので、伝統的なエネルギーセクターで活動する企業家にとって、環境分野のパイオニアたちにとっても、条件の枠組みははっきりしている。

同じように、国家による研究促進もシステムに合っている。例えば新しいプロセスや製品開発の助けになるような、経済に関わる研究である限り、所有権上その成果は確かに特許法によって保護されるが、一般にも行き渡るようにしなくてはならない。



3. 責任ある独立したメディア

社会的市場経済は様々な面をもっており、その流れや形成要素を把握するのは非常に難しいため、効率的な情報・コミュニケーションプロセスが必要である。消費者は消費者(保護)センターから、そして企業家は商工会議所や業界団体から製品の品質に関する情報を得る。コミュニケーションメディア(新聞、専門誌、ラジオ、テレビ、インターネット)や独立専門委員会(専門有識者審議会)はオープンな議論をすることで、システムや進行プロセスの弱点を見極め、改善の可能性を明示し、特に汚職などの過ちを比較的迅速かつ厳しく制裁することができる。複数グループが併存するメディア環境であれば、「タンカー」が「進路」の修正をしなくてはならなくなった場合に、タイミングを外さずに修正する確率が高い。

もちろんこの情報プロセスは問題を嘆くためばかりではない。確かに、ジャーナリストは注目を集められるのは「災害報道」だけだとよく言う(「悪い報せは良い報せ」)。しかし、社会的市場経済との関連で重要なのは、さらなる努力のインセンティブとして良いニュースも報道する、慎重で責任あるコミュニケーション活動なのだ。

教育レベルが高ければ高いほど、国民の情報への意思が強ければ強いほど、自由なコミュニケーションの効用は大きい。政治家も変化を起こすべき時がいつなのかを、より素早く認識できるため、国家は自らの利益に照らしてこれを奨励すべきである。社会的市場経済という形で国はもうそれを実行している。

こういった力学にとっては、多様な教育機構やコミュニケーション機構が必要である。学校制度、理論と実践両面の教育を提供する職業教



育のデュアルシステム(二元教育システム)、その延長である職業専門大学、一般教養を仲介する市民大学、総合大学は重要なアプローチポイントだ。ドイツの特徴は国民の継続教育事業を国の資金援助を受けて国内外で実施する「政党財団」が存在することである。特にコンラート・アデナウアー財団の活動は高く評価されている。

4. 主体が比較的独立していて妥協性があること

国、企業、労働組合、独立機関、利益団体は原則的には確かに独立した主体ではあるが、結局は相互に依存している。社会的市場経済においてこれら主体は皆、他の主体の利益を損なわずに自己の利益を完全に貫き通すことはできない。当然、今日はこちらが勝ち、明日はあちらが勝つといった利益衝突が生じる。ある時は味方、ある時はライバルとなるが、決して敵ではない。なぜなら主体は他の主体もまた正当な利益を代表しており、従って衝突の際には妥協しなくてはならないことを分かった上で行動しているからである。

このことは雇用主団体と労働組合の間で賃金交渉が失敗した時、特に顕著に現れる。労働組合のストライキは企業の生存能力を危険に晒すほど行き過ぎたものには決してならない。なぜなら、そのようなことになれば賃金を上げることができないばかりか、雇用の場さえもなくしてしまうからである。ドイツには使用者団体と労働組合の「ソーシャル・パートナーシップ」というものがある。これは、「パートナー」の間が常に調和を保っているという意味ではなく、最終的には折り合いをつける意思が双方にあるということだ。

もうひとつの例は国の態度である。経済に関する法律には通常まず協議の過程がある。もしこの協議の過程で、新しい法規制が損害をもた



らすことを利益代表者が明らかにした場合には、法案が修正されることもある。

社会的市場経済の本質的な特徴は中央銀行、カルテル庁、商工会議所、銀行や保険会社の監督官庁、ドイツ連邦環境庁、ドイツ連邦雇用庁、ドイツ連邦職員保険庁等のような独立機関の存在である。国はこれらの機関に、主権に基づくある種の機能を委ねている。これらの機関もまた、妥協する意思をもっていなければならない。中央銀行はインフレを克服するために金利をあげ続けるわけにはいかない。そんなことをすれば、投資がストップするほど企業向け融資が高くなってしまう。競争を保護するカルテル庁もまた、欧州連合(EU)の拡大市場やグローバル化に鑑みて、もちろん集中過程への懐疑的な姿勢は崩すことなく、そのポジションを企業利益に合わせなくてはならなかった。

同じように、結社の自由が認められていることが、社会的市場経済の成功に貢献した。つまり、国民は様々な団体結社のもとに団結し、市民社会の利益をより良い形で守り抜くことができるのである。

すべての主体が改革に対して柔軟でオープンな態度であれば、継続性と同様にダイナミズムやイノベーションも保証されるだろう。

VI. 社会的市場経済の具体的なデザイン

政治の技術というのは、正しい対策を正しい時に正しい次元で講じることという。これは社会的・エコロジー的市場経済のデザインにもあてはまる。ここでは国家は、それが国レベルであれ地方自治体レベルであれ、社会全体に対して経済システムを成功させるという責任を負って



はいるが、上述の他の経済主体との対話も必要である。他の経済主体とはつまり、企業、労働組合、団体、独立機関、あるいは特に地方レベルでは例えば自然保護者や原発反対者のような直接的には経済利益を代表しない市民社会の組織である。「一般党员」が政治プロセスに参加していると感じられるように、まずは与党内で対話する必要がある、また、国レベルの中央政府だけではなく地方政府でもそれは同じである。野党が存在するところでは、重要な決断の際には野党との対話も必要だ。

様々なレベルでのこういった対話が、常にひとつのコンセンサスに繋がるとは限らない。主体たちが妥協点を見いだせない時は、それぞれの利益を裁判によって審査するのも自由である。国を訴えることもできる。

社会的市場経済の具体的なデザインは以下の七つの分野に影響を与える。

1. プランニングとコーディネーションのシステム：ここでいうのは経済活動の一般的な枠組みのことである。例えば、経済立法、国・地方レベルでの政府の経済的な権限の確定。例えばエネルギー供給、インフラストラクチャー、教育制度、環境保護等のどの分野で国が指導的役割を必要とし、主権にもとづくどの機能を商工会議所や中央銀行のような機関に委ねるのかを、国は明白に示さなくてはならない。プランニングやコーディネーションの過程で参加者が自分の利益を代表できるように、国は結社をつくる自由を保障する。特に、被用者が労働組合を結成する自由をもつこと、企業が商工会議所に参加する義務を負うことについては、その重要性が実証されている。賃金や雇用条件を自己責任で決定するという、賃金協約当事者の自治もまた、プランニングとコーディネーションの分野に属する。



2. 所有権秩序：生産手段や知的パフォーマンスに関する所有権は、より長期的な視点で活動プランをたてるための基盤を提供する。すでに述べたように、一般的には私有財産の自由な利用と保護に優先権がある。その制約は社会全体の利益に照らして明確にされなくてはならないが、利益が明確であれば国有財産も可能である。

社会的市場経済における特殊ケースのひとつは、被用者の共同決定権である。大企業では被用者の中から選ばれた代表者が、取締役会や監査役会に参加し、(部分)所有権者ではないにもかかわらず、所有物の利用についての決定に参加する。つまり企業決定に参加するのである。中小規模の企業や組織にも同じように被用者から選ばれた「事業所委員」がいる。特に従業員の雇用や解雇に係る特定の決定の際には、事業所委員に意見を求めなくてはならない。

3. 通貨・貨幣秩序：一国の通貨について、そしてその通貨の交換や輸出入についての決定は、通常政府が下すものである。しかし社会的市場経済では、通貨安定措置や他国の通貨と比較したそれぞれの価値に関する決定を、政府が中央銀行に委ねる。中央銀行は金利の決定、手形の再割引、市中銀行の所要準備額によって、インフレ傾向に陥らないようにクレジット市場を調整する機能をもっている。銀行の監督機関が金融取引を監視し、取引が規則に則っておこなわれるよう注意するという、銀行の自己管理体制ができています。資本市場も資本市場自らが自己規制している。しかし、最近ではヘッジファンドを国が規制する可能性についても議論されている。

4. 企業秩序：企業には様々なタイプがある。例えば人的会社、資本会社、国有企業や協同組合企業であるが、そのあり方(法的責任、最低出資額、財務公開義務、共同参加等)や租税上の扱いもまた様々であ



る。社会的市場経済の特徴は中規模企業を支援していることである。多くの場合、それは人的会社として組織されている中規模企業である。これらの企業はドイツでは特に重要な存在である。これら企業は全体の約70%の雇用を提供しており、非常に革新的であり、また「損益分岐点」に達するのが早いため、イノベーションを市場にもたらすのが大企業よりも早いからである。さらに、中小企業ではオーナーと従業員が直接的に労働プロセスと一体感をもつことができるため、経験的に見て、緊急事態には安定した働きを見せる。これらの企業は租税優遇の他、テクノロジーコンサルティングやマネージメントコンサルティング、あるいは信用保証組合を通じて支援を受ける。上場資格のない小規模企業は、資本市場を通じてさらに資本を得る機会がないため、これらの支援はその不利な条件を調整するものである。

社会的・エコロジー的市場経済のデザインがいかに複雑であるかを特にはっきりと示す分野は、財政・租税システム、競争システム、社会秩序等である。

VII. 財政・租税政策、競争秩序、 社会秩序のデザインに関する可能性

1. 財政・租税システム

グローバル化やエコロジー化の時代において、財政・租税制度はもはや国に公共財の生産や行政支出に必要な財政資金を用意するという、伝統的な役割だけを果たすものではない。むしろこの分野は国際的な重要性を勝ち取ったと言える。法人税や利潤税の高さは、企業の立地や投資を考える際に決定的な要素ではないとしても、根本的に重要な要素で



ある。同じように重要なのは教育レベルの高さや企業家の能力、そして労働コストが比較的安く、役所の手続きが複雑でないことだ。これは欧米の投資家が次々と中国、インド、東欧に進出している例を見てもわかる。ちなみに、1974年時点では欧州連合(EU)内で最も貧しい地域だったのに、今や2番目に豊かな国となった「ケルトの虎」アイルランドの経済興隆にも、これらのファクターが決定的に重要な役割を果たした。

国はどの税をどのくらい企業や国民から徴収するかを決める。税には直接税と間接税がある。所得税のような直接税は当事者が直接体感できるもので、だからこそ納税額を減らそうとか、租税を回避しようという誘惑も生まれる。政治的にみてどちらが容易に導入できるかと言えば、付加価値税のような間接税の方である。それは、人は物の値段に税の存在を感じはするが、購入を控えることによって減らすことができるからだ。

社会的市場経済では、直接的な利潤税や所得税からの収入は、間接的な税収とほぼ同じウエイトを占めている。直接税はその資金調達手段としての性格の他に高所得層と低所得層の社会的均衡という意味で重要である。社会的均衡をめざしていることは税率表を見ても分かる(線状／累進税率)し、税率の高さ(最低税率、免除額、最高税率)からも見てとれる。また、社会的均衡の他にも、モチベーションという心理的なアспектにも効果がある。最高所得税率が75%(例えばスウェーデン)の場合、社会的均衡をはかる十分な余裕が得られるようだ。最高率が15%(スロヴェニア)の場合は、個人のモチベーションに対する報酬と捉えられるだろう。さらに、直接税は他にも社会政策上のプラス効果をあげることができる。例えば、企業に再投資される利益に対する課税が、配当される利益よりも少ない場合がそうである。



間接税については、税収という側面以外にも、経済全体への効果に注目する必要がある。例えば付加価値税は製品の値段を上げ、それによって購買力が下がることで、内需も国際競争力も制限されてしまう可能性がある。

このように、税率の設定は政治的に非常に繊細なツールであり、経済主体間の十分な対話を必要とする。特に政党間では対話が呼びかけられ、また、必要とされる。どの程度のウェイトをどの税に与えるか、税率をどのように設定するかといった決定は、最終的には国の課題である。その際、国家は経済全体への影響も、国民の「感情」も考慮に入れなくてはならない。さらに分かりやすく言うならば、国民の反感も考慮に入れなくてはならないということだ。

さらに、税収を中央政府と地方政府の間でどのように配分するかを決定するのも国である。例えばドイツのような連邦国家では、売上税はそのほぼ半分が国の予算になり、もう半分が16州の予算になる(直接地方自治体に割り当てられる2.2%は例外)。これに対し、所得税は15%が地方自治体に与えられ、残りの85%は州と中央政府の間で折半する。これらの税やその他の税はさらに州と地方自治体間の「財政均衡」の原則に従う。つまり、裕福な地域はその収入の一部を貧しい地域に与えるという、常に政治的争いのもとになっているルールである。確かに、国全体の生活条件を均衡化させるために財政均衡のルールが必要なことは誰もが認めている。またこれは憲法に定められた義務でもある。しかし、どれだけ与えなくてはならないのか、なぜいくつかの地域は自力で生活条件を整えられないのかを巡っては、常に繰り返し政治的な争いになっている。

一般的に、財政システムは公的予算の均衡を保つべきものである。



投資を賄うためでない限り、借金をつくってはならない。もちろん、投資とは何かということでは議論の余地がある。例えば教師の給料は教育システムへの投資なのか、あるいは行政支出なのか。首都ベルリンはまさにこの件で、最高裁判所での訴訟に敗訴した。ベルリン州はこの訴訟で、ベルリンの借金を減らすために、裕福なバイエルン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ヘッセン州がさらに多額の補償金を支払うべきだと訴えていた。

もうひとつ別の債務抑制策として、欧州連合(EU)加盟国は国民総生産(GNP)の最高3%までしか債務を負ってはならないとするEU内のルールがある。

2. 競争秩序

競争の激しさの度合いは企業によって決められるが、競争のあり方、つまり競争秩序に関しては国家が重要な機能をもつ。

社会的市場経済における競争システムの一般条項は、競争が「機能を果たす能力をもつ」こと。つまり競争がリソースの最適利用を可能にするということだ。その上、市場は新しく参入する競争者に対してオープンでなくてはならない。市場内部は透明性をもっていないが、その透明性は企業家や消費者が自己責任によって生み出すものである。競争相手同士の談合も破滅的競争もともに禁じられている。市場支配力は特別な効率性とイノベーションによって獲得できるが、ある一定の市場占有率から先は競争相手の買収によって支配力をあげることはできない。

独立性のあるドイツ連邦カルテル庁は独占禁止法の番人であり、競



争の激化を監視しているが、一定の市場占有率以下の場合には合併を認可しなくてはならず、競争相手同士の談合は罰金を課して制裁することができる。通常、カルテルは競争を制限するものとして禁止されているが、危機的状況では一時的に許可されることもある。

くわえて、倫理規範が守られるように監督する。例えば汚職や児童労働を法律で禁止し、また環境的な要件も尊重するよう監督する。

製品に含まれている成分を表示して消費者を保護しなくてはならない。さらに、消費者は国から一部活動資金を得ている消費者センターを通して、同センターで一定間隔で品質と費用対効果の検査をした製品の、情報を得ることができる。

一般的に、社会的市場経済では外国製品や国外の投資家が、国内市場にアクセスできるように配慮されていなくてはならないし、また、輸入品は国内製品と同じように検査を受けなくてはならない。農産物の輸入については市場へのアクセスが制限されていることが多いが、これは危機的状況でも国民への供給が確保できるように、国内の農業を保護することが社会的に必要だと見なされているためである。

輸出に関しても競争秩序が適用される。通常、企業は自社製品を輸出したり、国外で投資活動をする権利を有するが、その際には通貨・貨幣政策で決められたルールをそのつど守らなければならない。輸出の自由が制限されるのは、原則的には、国内市場で認可を受けていないものは、国外向けにも販売してはならないという点だ。

ドイツは数年来、特に工業機器・機械の輸出をリードしてきた。政治家たちは多くのドイツ企業がその生産拠点を、少なくとも部分的にで



も、ドイツよりコストや税金の安い国に移転させていることに不安を感じている。これは、失業者数の増加や税収の減少、社会保険の保険料減少といった形で、社会的な問題を生みだしはするが、競争秩序の形成にはなんの影響も及ぼさない。

社会的・エコロジ的市場経済における競争秩序は、例えば再生可能エネルギーや環境保護といった特定の経済分野が、一定期間補助金を受けるとしても矛盾はしない。しかし、政治的に見れば、このようなイノベーション支援は社会全体の関心がないと実現できない。すでに挙げたふたつのケースでは、社会全体の関心が確かに存在している。再生可能エネルギーや環境保護製品にはそもそも比較的成本が高かったが、今ではそれがメリットに転じている。ドイツ企業はこの分野で、技術的に他をリードするようになったからだ。

同じように社会的市場経済において競争秩序との両立が可能なのは、「高いレベル」で競争が激しくなるように「低いレベル」での競争を制限することである。労働組合や同業組合がその例だ。ソーシャルパートナーシップや協約自治の枠内で雇用条件を共同決定する労働組合において、本来はその労働力によって互いに競合する労働者たちが、個々に見れば労働者より強い企業家に対する市場の対抗力となるために、ともに一丸となるのである。消費者、預金者、生産者は自分たちより大きな商社、銀行、大企業に対抗するために同業組合に集る。農民、漁師、手工業者は共同購入したり、自らの製品を加工(例えば牛乳)したり、商品化したり、情報を入手するために提携関係を利用する。つまり、同業者組合の組合員間の競争を制限し、連帯することで、個々のパフォーマンス力の維持と、組合がなければ大企業に独占されてしまうであろう競争の強化に貢献しているのである。



競争秩序の形成にあたって益々重要性を増しているのは、世界貿易機構(WTO)の数多くの国際規則(150カ国が加盟。ウルグアイラウンド、ドーハラウンド、香港閣僚会議、アンチダンピング交渉、農産物や繊維といった特定の生産物を除く貿易障壁の撤廃)、サービスのための諸規則(サービスの貿易に関する一般協定、GATS)、ドーハで合意された多国間環境協定(MEA)、生物多様性条約(CBD)、貿易関連投資協定(TRIM)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)、国際労働機関(ILO)が定める労働条件である。その他、地域の協定や組織(EU、ASEAN、メルコスール、ケアンズグループ、G20、ACP諸国等)、米国とEUがラテンアメリカ諸国と結んだ自由貿易協定のような二極間協定である。

これらすべての協定を尊重しようとするれば、競争秩序を形成する際の国内政府の可能性は、国際諸規則によって制限されてしまう。しかしながら、自由競争、集中回避、提携の可能性、オープンな市場を組み合わせ、社会的市場経済の基本原則(個人のモチベーション、連帯、補完性)に則って、機能を果たす能力のある競争へとまとめあげるための余地は十分に残されている。

3. 社会秩序

社会的市場経済では、経済主体がそれ相応に行動して、社会的問題の予防をしなくてはならない。これには、被用者と使用者が賃金に応じて社会保険に支払う保険料が貢献する。この支払額がどのくらいの額であるか、使用者と被用者がどのくらいの割合でこれを支払わなくてはならないのかは、社会秩序に定められている。これまでドイツでは、ある一定額(保険料算定上限)までは、被用者と使用者が賃金の約10%ずつを社会保険に支払わなければならないことになっていた。疾病の際の保



護も、健康保険の保険料を支払って個人が確保しなくてはならない。

社会的問題が予防されるだけでなく、病気や失業によって、あるいは老後になって発生する可能性のある社会的問題を調整するために、社会的市場経済の三原則である自己責任、連帯、補完性のバランスをとるにはどうしたら良いのか、社会秩序に特にはっきりと顕われる。また、租税の場合と同様に、社会的公正と自己予防への報酬が効果を発揮する。これは社会保険や健康保険への金銭の負担にだけでなく、教育にもあてはまる。良い教育を受けることと生涯学習への意欲は、今も昔も恐らく「最も確実な社会保険」である。そのため、国が教育研究分野への投資に高い優先性を与える場合、それは「予防的社会政策」として捉えることができる。

社会秩序を形成するにあたって、特に難しい問題は高齢化である。高齢者の数が増加し、生まれてくる子供の数が減少すればするほど、国の出資を増額するよう求める声が強くなる。というのも、それまで社会的に妥当とみなされてきた生活の保障を、国民は自分たちだけでは賄えなくなってゆくからである。そうになると、教育分野の投資や、グローバル化によって労働市場の形成が難しくなったことが、社会秩序を形成する際に間接的な影響を及ぼすようになる(例えば失業者支援の変化、年金支給開始年齢の65歳から70歳への引き上げ)。

広い意味では、エコロジカルなアспектも社会秩序に含まれる。社会秩序は社会政策上非常に重要であり、現代人の生活条件に係わり、またそれ以上にこれからの世代の生活条件に係るからである。



VIII. 直近の課題

国内に効率の良い経済秩序を形成するうえで、グローバル化の問題は既に新しくもないが、しかし依然として喫緊の課題である。グローバル化は商業・投資分野には大きなチャンスを提供するが、国内で独自に形成される経済秩序の自由を、狭めてしまうのは間違いない。しかし、だからといって一国の経済秩序を形成するという責任から、経済主体を、中でも特に国を解放するわけにはいかない。

ラテンアメリカではワシントン・コンセンサス(1990年)の後、多くの政治家が新自由主義的経済政策を信奉し、インフレ、債務、失業といった問題をグローバル化の必然だとして「弁解」した。このようなことは私には容認できないが、グローバル化、あるいはもっと具体的に言えば、コストの低さと規制が遥かに少ないことを武器に、発展をめざす国々をもたらした問題の存在を認めないわけではない。財政・外国貿易政策上のバランスを保つための「防備」をするか、あるいは投資努力を重ねて攻撃するというのなら話しは別だが、投資と雇用の場が移動して、一時的にであれ著しい社会問題をもたらしかねない。新たに貿易・投資障壁を構築するのは一見簡単な解決法に見えるが、最悪の解決法である。また、国際的なネットワーク化や国際協定を考えると想像することすら難しい。

社会的市場経済の基本原則を守り、その可能性を利用するなら、グローバル化は実際のところ脅威などではなく、ひとつの課題なのである。例としてアパレル産業のことを考えてみよう。現在ドイツで生産されているのは、もはや安価な繊維製品ではなく、ファッショナブルな高級品である。確かに繊維業界は60年代に比べると当時の規模の5分の1ほどに縮小したが、タイミングを逃さずに方向転換した企業はドイツ市場ばかりではなく、国際的にも成功している。同じことが機械製造業



や他の多くの分野にも言える。炭坑は国の補助金を受けていながらも、生産が劇的に減少した。これは一部にはオーストラリアから輸入する石炭の方が、最高で70%も安価だからというだけではなく、石炭が再生可能エネルギーに比べて環境保護の視点で不利なため、以前のような役割をもはや果たさなくなったからである。

ここで第二の大きな課題が登場した。環境保護である。ドイツは環境保護対策の先駆者を自認している。ドイツの環境保護対策は、あまり本気に捉えられていない缶のデポジットやリサイクルから、技術的に非常に革新的なプロセスやソーラー電池のような製品にまで至る。京都議定書には2008年から2012年までの間に温室効果ガス排出量を5.2%削減する目標が謳われているが、ドイツ環境省によれば現在すでに1990年比で19%削減されている。そして、ドイツ首相はEU議長国として「20-20-2020」(2020年までにEU全体で温室効果ガス排出量を20%削減し、再生可能エネルギーの最終エネルギー消費量に占める割合の20%を達成)という高い目標を掲げた。環境対策を投入するだけでなく、エネルギー節約の潜在力を有効利用すれば、この目標は達成可能である。

そして最後に、ドイツの社会的市場経済の未来像を形成するために立ち向かうべき第三の大きな課題として、高齢化問題を考えることができるだろう。その際、以下の三つの事実がある。

- 人は益々長寿になってゆく。つまり、年金制度や健康保険制度を改変しなくてはならない。これは今まさにおこなわれている。
- 男性と同じように高い教育を受けている現代の若い女性は、職業活動を望み、子供を生む時期を「後に」回してしまう。そのため、生まれて来る子供の数が減少している。つまり、ここで必要なのは、今まさにおこなわれているが家庭支援と子供の世話や託児施



設のあり方を新たに考え直すことである。

- 発展途上国からヨーロッパへの移民が著しく増え、社会扶助の問題を生み、文化的統合の努力がこれまで以上に必要となっている。移民がヨーロッパで豊かさを求めるのではなく、開発援助によって、人々が自国でより良い教育機会や労働機会を得られるようにすべきだろう。この点はすでに着手はされているがまだ十分とは言えない。

社会的・エコロジー的市場経済はこれらの課題を、非常に時間はかかるとしても、克服できるように私には思える。それというのも、繰り返し述べてきたことだが、社会的・エコロジー的市場経済というものは、イデオロギー的に動きがとれないものではなく、柔軟でオープンなシステムだからである。ダイナミズムのある「アジア四小龍(四匹の虎)」のことを考えても、私はこの経済システムに不安を感じることはない。その理由は、たとえそれが一部の分野でしかないとしても、社会的・エコロジー的市場経済が、これら諸国と効率的に競合できるほどに柔軟だと考えているからだけでなく、これら諸国にも、ある一定の豊かさに到達した時に、同じようになんらかの「飽和効果」や、経済・環境・社会のコスト上昇が待ち受けているからである。デヴィッド・リカードによる比較優位原理の分析はグローバル化した世界でも、あるいはグローバル化した世界でこそ、ある種の有効性をもつと私は考えている。たとえ現代では、二国間でワインと繊維を交換するよりも、遥かに話しが大きくなっているのだとしてもである。

IX. 総括、経済主体の相互作用

ここでは度々、国、学術、企業家、労働組合、団体、市民社会の役



割について述べてきた。社会的・エコロジー的市場経済では、これら主体の相互作用が重要である。国は他の経済主体に影響を与え、学術を挑発して国の活動を調査し、国に向って辛辣にその欠点を指摘させる。民主主義においては国も同じように他の経済主体の影響を受ける。もちろん、主体は互いに独立して活動もし、それが様々な時期に様々なバランス状態を導くのである。総括すると、以下の機能における相互作用が重要である。

国

- 枠組みとなる条件をつくり、その遵守を監視する
- 個々の経済活動の社会的な重要性を決定する
- 競争を保護、奨励する
- 社会的均衡に配慮する
- 刺激を与え、革新へのモチベーションを推進する
- 公共財を生産する
- 環境に優しい行動に関する評価規準やルールをつくる
- 社会的・エコロジー的市場経済の性格を決定するルールが遵守されるよう管理し、裁可する
- 自己イニシアチブと連帯だけでは間に合わない場合に補完的に介入する

学術

- 代替経済システムを分析し、経済秩序のコンセプトを立案する
- 力学と社会的公正の見地から、社会的・エコロジー的市場経済の効率性を検討する
- 社会的・エコロジー的市場経済が現状に適しているかを点検するために、環境条件(グローバル化、環境、高齢化)を観察する
- 社会的・エコロジー的市場経済で使用されるツールの有効性を調



べる

- 定期的に社会的・エコロジーマーケット経済の経過に関する鑑定書を作成し、政治家にアドバイスする

企業家

- 自らの生産性と競争力に留意する
- 国内市場および国際市場を観察し、イノベーションを模索する
- 環境により良いプロセスを尊重あるいは促進する
- 自己利益を代表するために団体をつくる
- 社会に優しい労働市場の形成に配慮する
- ソーシャルパートナーシップをケアし、共同決定を容易にする

労働組合

- 社会に優しい労働市場の形成に配慮する
- 企業の生存力に配慮しながらソーシャルパートナーシップをケアする
- 被用者の労働条件改善のために闘う
- 失業者も含めた労働力人口の継続教育に尽力する
- 共同決定に際して被用者をサポートする
- 国際交流を通じて、グローバル企業に対する対抗力を模索する
(エアバスのケース、欧州各国メーカーのコンソーシアム)

市民社会

- 他の経済主体に対して少なくとも間接的に影響を与えられるように、積極的に政治参加する
- システムの透明性を高めるために良質な情報を探し、コミュニケーションメディアを利用する
- 消費者の保護を要求し、支援する



- 環境に優しい行動を奨励し、尊重する
- 地方レベルで経済、社会、環境に係る生活条件を、独自の力で改善するために団体を結成する

これら主体が効果的に相互作用することによって、たとえいかなる場合でも万人が満足する状況は達成できないとしても、社会的・エコロジ的市場経済では、その基本原則である主体の自己イニシアチブと自己責任、連帯、補完性の助けを借りて、経済、社会、環境に係る目標に向って努力し、成功を取めることができる。ドイツの経験から(他の国々は意見を異にするかもしれないが)社会的市場経済は、あらゆる不完全なシステムの中で、最善のシステムだと言える。このシステムによって、それまでは決して到達できなかった豊かさが、国民の大多数が受け入れられる社会的均衡を保ちながら、実現されたのである。ドイツは今、ドイツ再統一後の比較的柔軟性に乏しい状況と、高いコストに苦しんだ15年を経て、統一前のダイナミズムに繋がる道を再び歩み始めている。その際には、グローバル化や環境保護やエネルギー値上げ、移民問題といった新しい課題をまだ完全ではないにしても、妥当な形で乗り越えるだろう。たとえ状況の変化によって、完璧であるための要件内容が常に変化するとしても、人間というのは完璧を求めるものだ。まさに人間のこういった欲求に、システムの力学の一端がある。というのも、人は不満足だと変化を求めるからである。主体の創作意思と革新へのモチベーション、一般的に競争が容認されていること、対話に対してオープンなこと、そして妥協する気持ちがあることがシステムに動きを与え、柔軟さを維持する。目標と原則については50年以上も前から疑念を挟む余地もない。だからこそ、使用されるツールの規模や程度をめぐる争いが激しくなるのだ。

欧州統一はすべてのEU加盟国にチャンスとリスクを提供するが、そ



のチャンスを獲得したり、リスクを克服する状況は、もちろんそれぞれの市場経済の方向性による(サピア調査: 北欧・アングロアイルランド型モデルは大陸型モデルや地中海型モデルより良い)。チャンスは拡大市場と、モノ、資本、ヒトの自由な流通の中に存在する。特に、50年前に欧州統一を支持すると誓約した政治家たち(特にアデナウアー、シューマン、モネ、デ・ガスペリ)の主たる目標のひとつである平和維持にこそ、チャンスは存在するのだ。政治家より国民が強く「体感」するリスクは、地域のアイデンティティの喪失や、EU行政機関による過剰規制である。現在、欧州委員会はこのリスクを軽減しようとしているようだ。アジア諸国が自由貿易同盟だけでなく、より深化した統合を考えるならば、欧州の統合を詳細に分析してその強みを自分たちのために利用し、過ちを避けるべきだろう。

つまり私達は今日、違うドレスをまとった「社会的市場経済という名のレディ」を目の前にしているのだ。彼女はもはや1950年当時のように若くもスマートでもない。しかし、彼女の性格の良さ、エレガントな動きや魅力は今もなお見逃しようもない。原則が投げかける様々な課題に対して、自国に適したやり方で挑もうという意思があるならば、彼女はそういう国々にもふさわしいのである。

Soziale Marktwirtschaft



ドイツ政府の危機管理 ～社会的市場経済からの助言～

ボド・ヘルツォーク

 Konrad
Adenauer
Stiftung





ドイツ政府の危機管理 ～社会的市場経済からの助言～

ポド・ヘルツォーク

分析と論証

ドイツ政府は慎重に、しかし断固として行動し、金融市場の安定化に貢献した。景気刺激策は企業や消費経済の活性化に有効な刺激を与えている。ポド・ヘルツォーク教授(ロイトリンゲン大学ビジネススクール経済学教授)は本稿でこのように結論づけている。

ヘルツォーク教授は性急な行動主義に警鐘を鳴らし、危機的時期にはあらゆる予測が非常にあいまいだと言う。

ドイツ経済と国際経済がこの難関を脱するには、何を基盤として今後の決定を下していくべきか、ということが今問われている。それには、社会的市場経済の秩序モデルが方向を探る有効な手助けとなる。



マティアス・ツェーファー

コンラート・アデナウアー財団 政治顧問部

金融・労働市場政策コーディネーター

ニノ・ガレッティ (Dr.)

コンラート・アデナウアー財団 国際協力部基本問題担当



政治顧問部のミヒャエル・ボルヒャルト部長ならびに経済政策チームのスタッフには編集校正をお願いし、有益なアドバイスやコメントを賜った。ここに改めて感謝申し上げる。特にマティアス・シェーファーとクリスティーナ・ランクホルストには心よりの感謝を捧げる。

グローバルな金融市場は長らく晴天続きだったが、その後天候は激しく乱れ、2008年には破滅寸前に陥った。このような激しい乱れが金融・銀行システムにおこるのは非常に稀なことなのは間違いない。まさにこのような状況にこそ、国の政治は行動力のあるところを証明しなくてはならず、なんといっても迅速な決断を下さなくてはならない。ドイツ連邦政府の危機管理を、経済的な視点から金融市場危機について評価すると、以下のようなことが分かるだろう。第一に、損害担保の表明や保証によって迅速に金融市場の安定を守ることは必要であった。そして、この決定は即座に実行された。第二に、ドイツ政府は欧州の他の国とともに、また国際舞台でも、将来の金融市場を設計する責任を担い、グローバルな解決アプローチを進めるために、積極的に交渉の場に参加している。第三に、実体経済への影響を弱めるために、景気刺激策の第一段階が可決された。第四に、社会的市場経済が再び活性化すると、金融市場が犯した過去の過ちに対する多くの回答が得られるだけでなく、差し迫った景気行動主義の脅威に関する目下の議論を進めるにあたって、適切なアドバイスも得られるのだということを、ドイツ政府は認識した。

金融システムの安定化

今年の10月、金融システムは崩壊の危機に晒され、破滅の兆候を露にした。民間銀行や公法上の金融機関、省庁やアカデミックな分野で



長年の経験をもつ金融エキスパートでさえ、その衝撃の強さに驚かされた。専門有識者審議会も認めているように、このような例外的な状況で、ドイツ政府がおこなった危機管理は優れたものだった。ドイツ政府は数名のエキスパートとともに、効果的かつ社会的市場経済という意味で持続可能な解決のコンセプトを一夜にしてつくり、実行したのである。ドイツの行政は時には怠惰と批判されてきたが、このような緊急事態に直面して、その行動力と実行力を証明した。金融市場危機についての欧州内での調整にも、2008年11月15日にワシントンで開催された世界最重要諸国による緊急首脳会議にも、ドイツは積極的に参加した。経済的に見て、システムの迅速な安定化と国際的な調整は不可避であったし、正当なものであった。金融市場が重要な機能を担っていることを考えれば、その必要性は明白だ。国内及び国際金融市場は投資家、企業、家計の間の重要な蝶番の役割を果たしている。金融市場や銀行の機能は国民経済の心臓部、言い換えれば公共財なのである。この財は公益のため、つまりは国のため、すべての国民のためのものである。そのため、税金を投入してでもこの財を救済することは全く正当である。

ドイツ政府が可決した救済措置には、ディテールに関しては細かな批判点はあるものの、この点についてはエキスパートや国民の間に大きなコンセンサスがある。しかし、これらの決定が後続の措置や、金融市場を新たに設計するための最初の一步でしかないことには、言及しておく必要がある。これからは、国内の金融・銀行市場及び国際金融・銀行市場を新たに、かつシステムチックに構成するという第二のステップに移行しなくてはならない。その際、政府が引き続き責任を担い、様々な分野のエキスパートの力を借りながら、革新的な道を進むよう求められる。再び金融市場ロビイストや他の利益代表者に依存することがないように、審議の独立性を最も重視する必要があるだろう。



迫り来る景気後退との戦い

直近の世論調査や個々のメディア報道によれば、景気対策の一環としての危機管理のためのドイツ政府の成果は、あまり芳しくないようだ。しかし、初期評価は秩序政策に裏付けられた原理に照らして下すべきだろう。

景気予測は今非常に難しく、2009年の景気予測や景気刺激策の提案に関する意見はまとまらない。不確実な時代にこそ、予測が政治的決断の唯一のよりどころとなるにもかかわらず、こういう時には予測自体もことさらに難しい。しかし、まったく信頼性のないデータをもとに政治を進めることはできないので、今は商業の原則に従って慎重に長期的な安定化対策でやりすごすべきだろう。ある種の慎重さは「無為無策」¹⁾ではなく、有効な将来設計を考えている証である。これは社会的市場経済の教えでもある。自由裁量に任される行動主義的な政策よりも、安定した経済政策を優先すべきなのだ。この社会的市場経済の「太古の」知恵は2004年にもノーベル経済学賞を受賞したが、(フィン・キドランドとエドワード・プレスコットという二人の経済学者)そのことを意外に思う者はいない。ドイツ政府は、こうした社会的市場経済の原則に従うことで賢く行動できるだけでなく、この思想から適切なアドバイスを得ることもできる。

1) 訳注：原文では「ruhige Hand」と書かれている。直訳すると「冷静な手」。ゲアハルト・シュレーダー首相(社会民主党)が自身の2001年-2002年の経済政策をこう呼んだ。一時的な経済の動きに慌てて反応しないことを意味する。当時の野党はシュレーダーのこの「冷静」な政策を「無為無策」と批判した。



さらには、国内外のエキスパートのほぼ全員が(その中には最新のノーベル賞受賞者ポール・クルーグマンも含まれる)、ドイツ経済と、世界の他の多くの国の経済との間のどこに主な相違点があるかを見過している。つまり、ビルトイン・スタビライザーの効果である。景気の変動を自動的に(国の介入を受けずに、という意味だが)緩衝するビルトイン・スタビライザーは、ドイツでは他の多くの国より影響力が強く、それはずっと以前から数多くの調査によって証明されている。その結果、ビルトイン・スタビライザーの効果明らかに弱い他の多くの国に比べて、ドイツではそれほど大規模な景気対策は必要とされない。ちなみに、ドイツのビルトイン・スタビライザーは累進所得税の制度や模範的な社会保障制度によって成立しているが、これもまた社会的市場経済が基礎となっている。

しかし、だからといって、ドイツの所得税制になんらかの構造的変化が必要であるという意見を否定するわけではない。むしろここではその必要性が強調されている。中期的に見れば、ドイツにはよりシンプルで公正な、そして将来的にもビルトイン・スタビライザーの機能を一層強化できるような、租税システムが必要である。所得税改革によってさらに景気が刺激され、たとえばモチベーションや自己責任といった、社会的市場経済の古くからの原則を改めて発展させる手助けとなるかもしれない。かつて我が国はこの方法でさらに強くなったことがある。それも、今よりも遥かに困難な時代に。しかし、このような構造改革は一ヶ月という短い期間に成し遂げられるものではない。今後数年は弱い成長が見込まれているが、公的予算の状況を見ながら、持続可能な計画をたてるための良いアドバイスを、ここでも得ることができるであろう。



総括

総括すれば、ドイツの政治は2008年という危機の年に、行動力のあるところを見せ、難しい決断を迅速に下してきた。過去の失敗から学び、国際金融市場等を新たにデザインするためのひとつの選択肢として、社会的市場経済に対する認識が国外でも今まで以上に高まっている。こういった意味で、強い国家が求められているし、また国家が強くなることは正当化されている。しかし、いくつかの国が実行したような、銀行の国有化や予防のための包括的な景気刺激策は、ドイツの経済には直接必要なものではない。社会的市場経済の観点からすれば、こういった対策は持続可能なものではなく、一時しのぎに過ぎないのだ。

(2008年12月19日脱稿)

著者紹介

ボド・ヘルツォーク教授(Prof. Dr.)

Prof. Dr. Bodo Herzog

ロイトリンゲン大学ビジネススクール経済学教授